

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

平成28年6月6日（月曜日）

出席議員（21名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 森田真一君  | 2番  | 尾崎利一君  |
| 3番  | 上林真佐恵君 | 4番  | 実川圭子君  |
| 5番  | 二宮由子君  | 6番  | 大后治雄君  |
| 8番  | 関田貢君   | 9番  | 中村庄一郎君 |
| 10番 | 根岸聡彦君  | 11番 | 押本修君   |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君  |
| 14番 | 関野杜成君  | 15番 | 和地仁美君  |
| 16番 | 佐竹康彦君  | 17番 | 荒幡伸一君  |
| 18番 | 中間建二君  | 19番 | 東口正美君  |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君  |
| 22番 | 中野志乃夫君 |     |        |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君  | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君  | 主任    | 櫻井直子君 |
| 主事   | 須藤孝桜君 |       |       |

出席説明員（28名）

|          |       |        |       |
|----------|-------|--------|-------|
| 市長       | 尾崎保夫君 | 副市長    | 小島昇公君 |
| 教育長      | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 並木俊則君 |
| 企画財政部参事  | 田代雄己君 | 総務部長   | 広沢光政君 |
| 総務部参事    | 東栄一君  | 市民部長   | 関田新一君 |
| 子ども生活部長  | 榎本豊君  | 福祉部長   | 吉沢寿子君 |
| 福祉部参事    | 尾崎淑人君 | 環境部長   | 田口茂夫君 |
| 都市建設部長   | 内藤峰雄君 | 学校教育部長 | 阿部晴彦君 |
| 学校教育部参事  | 岡田博史君 | 社会教育部長 | 小俣学君  |
| 企画財政部副参事 | 遠藤和夫君 | 職員課長   | 原島真二君 |

総務部副参事 荒石恵美君  
子ども生活部  
副参事 新海隆弘君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
学校教育部  
副参事 小板橋悦子君

子育て支援課長 鈴木礼子君  
市民生活課長 大法努君  
土木課長 寺島由紀夫君  
学校教育課長 岩本尚史君  
社会教育課長 村上敏彰君

## 議事日程

第 1 一般質問

議事日程第 4 号追加の 1 会議録署名議員の追加指名

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

議事日程第 4 号追加の 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 6月3日に引き続き、8番、関田 貢議員を指名いたします。

○8番（関田 貢君） おはようございます。

最初に、学校教育問題について再質問をさせていただきます。

私は、まず最初に東大和市長が、この東大和総合計画で基本構想に、初めて改正版に参加されて、基本構想が33年、基本計画も33年という改正版で、市長がこの総合計画の中で8万市民のリーダーとして、人づくりをどのようにしていくのかということで、今回、教育を通じた人づくりということで質問をさせていただきます。

そして、私が一番心配してるのが、ある雑誌や新聞なんかでも報道されました人口が急激に、社会に到来する衝撃の話です。人口が急激に減るといってお話です。そのお話が当市でも、国による中身と似てるなということで、私はそれを心配して、この問題を取り上げた内容が、これちょっとこの原稿を読ましてもらいますと、将来的に行政サービスが立ち行かなくなる可能性のある市町村は900に近いと。そして、少子高齢化と東京への一極集中によって、2040年には全国の約半数に当たる896自治体で、子供を産む中心世代である20代から39歳の女性が5割以上も減少し、こうした人口減の加速によって、現在の教育、福祉など幅広い行政サービスの維持が難しくなるというのだ。こうした自治体は、消滅可能性都市と呼ばれている。こういうふうな論評が発表されてます。

そして、当市が抱えてる出生数が死亡数を下回る自然減は、13年から24万4,000人と過去最大になったと国が発表されてます。そして、この自然増ということについて、減少は11年に20万人突破しているということが、当市でもやや同じように、この減少区域になってるんですね。10年間で調べると、子供は800人から当市も生まれてました。それが690人、700人を割る、690人からの人口減になってます。そして、逆に今度は高齢者の時代で、死亡率が最初少なかったのが、10年前は少なかった。それが出生数を上回る死亡率になったということで、自然増に当市もならなくなった。亡くなる人のほうが多い、生まれてくる人は少ないということで、ここで言われてる社会現象の国と当市もよく似ているということを僕は感じて、こういう少ない人口の中で、これからの社会をどう人づくりをしていくのかということについて、この自然増の中身、当市も今私がそう言ったこと、社会現象から自然増の見通しはどのように当市は分析されていますか。

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

少子高齢化の流れは、東大和市に無縁なのかということだと思んですけども、今、大和の場合は南の地域にマンションができたりして、人がふえて、減っていないという状況が、このところは続いてございますが、これは先ほど御質問者のお話にありましたように、東京一極化の流れを東大和市も享受しているという数値があらわれているのかなというふうに評価しております。東京都も西のエリアに行きますと、既に人口が減っているという市町村がありますので、大きな流れとして人口が減っていくというふうに捉えております。

今8万6,000人の市民が7万人近くに減ってしまうだろうというふうな推計をいたしまして、そのところ

の減りをいかに少なくするかということで、8万人近くに持ち上げるために、「日本一子育てしやすいまちづくり」というのを目指して、若い人に住んでいただいて、お子さんを大和で産んで育てていただくと。そして、大和をふるさととして思ってもらえるような施策を進めていきたいと、それは教育についても同様だというふうに認識しております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、そういう社会現象、当市の環境はそういう環境だということですね。私は今回、総合教育会議の件で、国がこの問題を取り上げて、国が教育関係に大きく問題にかかわったということで、この問題の端は、津市の子供の自殺事件の端から発して、教育行政が大きく変わったということで、その教育行政で文部省の調査によると、都道府県が政令市、全てが開催して、区町村は1,718自治体が約90%に当たる1,559自治体が開かれていたと。そして、そこに教育の目標や施策の基本方針となる大綱が決められたということで、その新聞報道では大綱や学力向上、いじめ防止対策などが目立ったと。そして、教員の多忙化解消、道徳教育の充実などについての話し合いもある自治体があったと。一方では、この会議をまだ開催できない区町村もあるというお話を伺ってます。

当市は、先ほどの答弁で、金曜日の答弁によりますと、市長より3項目のお題目の中に、1つ目が大綱の制作をしたと。そして、2つ目が教育の条件整備だと。それで、3つ目は児童・生徒の生命身体の保護ということを当市は掲げられたと。非常に私はよいことだと思っています。ぜひ、こういうことの教育方針を骨太にしていただきたいと思うんですが、どうですか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 法律上は、平成27年度から改正されました新しい教育委員会の制度でございます。東大和市におきましては、1年間の経過措置を適用して、いよいよ平成28年の4月から新規の制度のもとで運営を始めておるところでございます。総合教育会議、市長が主催する教育委員会との2つの執行機関が同じ方向、教育に関して向き合い、そして政策について語り合うという重要な会議でございますので、今議員のほうから御紹介もございましたが、市長の答弁にありましたように、27年度の時点におきまして総合教育会議を開き、教育大綱、そちらにつきましても議論もいたしました。また、前の年度の事業を振り返り、課題、あるいは方向性についても総合教育会議で議論もしております。これからも骨太の方針のもとで、教育の充実に同じ方向を向き合って教育施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） そして、今この総合教育会議の骨太の話をしました。今度は具体的に東大和市が教育方針を決めてる東大和市の教育、そしてつい最近出た平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理状況の点数及び評価ということで、教育内容が細かく報告をされております。この報告の中で、この教育の問題として、東大和市の教育委員会の基本方針が、4つの項目でそれぞれの項目が示されております。

最初の基本方針の1では、1から7項目あり、その項目の中で大きな項目としては、「人間尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成ということで、この中身がまとまっています。そして、私は今回、国が発表した総合教育会議の中身に触れて、東大和市の教育方針は26年度と変わったところが何か所か私が見受けられます。そういう変わったところが、そういう骨太の精神の中で、東大和市が今回、国が取り上げた方向、あるいは教育の向上のために中身を変えるとか、いろんな施策があったと思います。その施策で、この1から7項目の中で、4項目に前はまとめられたことが、7項目になった内容についてはどのようなことが期待できるのか、お伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 平成26年度と平成27年度の東大和市の教育の中に、基本方針1の中で項目数が変わっております。具体的には、基本方針1の項目立てにおきまして、27年度のほうはより具体的にわかりやすく説明をした点が大きな点でございます。

特にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴いまして、いじめ問題への対応を上位に位置づけて単独の項目といたしました。また、社会問題となっております体罰の問題、また不登校、そういう問題につきましても単独の項目といたしまして、その課題に適用していきたいというふうに考えております。また、児童・生徒を学校だけでなく、家庭、関係機関とも連携しながら育成していくというような観点から、学校、家庭、関係機関の連携の強化というような項目につきましても、新たに起こしたところでございます。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** わかりました。

後で総括で今の中身に質問しますから、ちょっと基本方針の4項目の中身を先に確認させていただきたいと思えます。

基本方針の2の「豊かな個性」と「創造力」の問題があります。この問題の中で、1から10項目で今回まとめられ、11項目あった(5)の授業改善推進プランの活用が削除されたのは、国や都の学力調査の結果を踏まえたか書いてありますが、テストに参加したことによって削除されたのか、この中身についてどのように解釈したらいいんですか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 基本方針2の中にあります、平成26年度に基本方針2の中に授業改善推進プランの活用というのがございます。こちらのほうにつきましては、学校のほうで学力調査等の結果を分析しまして、そして毎年度、授業改善推進プランというものをどの学校でも作成しております。こちらのほうは当然定着をしてくれているのですけれども、そのことについて平成27年度には(1)の学力向上というようなところに具体的な取り組み項目というところで中に位置づけたもので、そういうことでちょっと1項目、減っているということがございます。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** わかりました。

じゃ、3番目の問題で「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実であります。1から7項目の中で、(7)の児童・生徒の各種行事への参加の推進が追加されました。内容については、どのような事業を指すのか、お伺いしたいと思います。

○**社会教育部長（小俣 学君）** こちらの基本方針3の(7)児童・生徒の各種行事への参加の推進についてでございますが、こちらにつきましては今議員のお話しされたように、27年度の東大和の教育に新しく追加をしたものでございます。社会教育部の行事のほうでは、ここ数年、市内小中学校の児童・生徒の皆さんに、多数参加していただいている状況がございます。例えば、ふれあい市民運動会の学校対抗リレーとか、ロードレース大会、あと多摩湖駅伝、市民文化祭や、あと公民館の夏休み遊空間ですね。そういう行事において、学校教育部と連携、協力をする中で、参加する児童・生徒がふえていると、そんな状況でございます。そういう実態を踏まえまして、さらに充実強化していくために、そういうことを期待して追加したものでございます。

以上です。

○**8番（関田 貢君）** では、基本方針の4で、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進であります。この項目については、1から10項目の中で、同じ項目で僕が注意してこの項目を今回取り上げたのは、この項

目の内容についての見解の相違が、私があると思ひまして、この問題の基本的な考え方をお聞きしたいと思ひます。(5)の学校施設の効率的な運営についてということと、(7)の教育環境の整備について、適正規模及び適正配置等についてということについてお伺ひしたいと思ひます。

○**学校教育課長(岩本尚史君)** 適正規模につきましては、平成25年3月に学校規模等のあり方検討委員会のほうからの報告を受けまして、翌5月に教育委員会のほうで東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針を定めました。現在は、こちらの方針に沿った対応をしているところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長(阿部晴彦君)** 学校施設の効率的な運営につきましては、教育の施設は市民の財産であるという認識のもとで、法に基づきまして学校教育の利用、児童・生徒への利用というのが第1ではございますが、これまでと同様に社会教育団体への貸し出しなど、そのような面での効率的な運営に今後も努めていくということが、ここには記されてございます。

以上でございます。

○**8番(関田 貢君)** それでは、その基本方針が示された中身を、本市の場合は4つの分野からの中で教育方針が決められています。この4つの中をただしていったときに、私は本市も少子高齢化の波にのまれているということは先ほど言ったとおりなんです、この中身で国が国策で進めてるいじめ、先ほども出ました体罰問題、あるいは教育方針で世界に名立たる教育、日本だった、教育レベルが下がったことについて、向上をさせるためには、一貫教育の推進が国で叫ばれ、そういう教育方針の中に、本市も時代のニーズに乗っていった教育施策が、私は必要だろうと思ひています。そういうことで、この東大和市が、いじめ、体罰は後の問題に触れますから、この学校の教育環境については、私は今回、平成4年度のときも、私は学校の生徒数が年々減ってきてるということで、学校の合併を平成4年度は提案しました。その当時も、三小、六小、七小、九小ということが、私が話題にして、その当時、合併したらば三小、六小が818名だと、そして七小、九小が合併したときはどういう人数になるかという725名、このときも当時の合併問題はできないという教育関係の答弁でした。

そして、今回、平成27年度にやはり同じ状況の中で調べて、三小、六小が今回、仮に統一されたとしたらば607名ですよ。そして、ここの三小、六小が211名、そして七小、九小が、725名がこの5月1日のデータによりますと589名でマイナス136名からも減少してるんですよ。こういう減少傾向がある。学校教育の中で、私は学校の環境整備とか適正規模の配置とか、適正配置とか適正規模とかという問題は、当然この中で議論されなければいけない問題じゃないか、200人から300人からも減って、1つの学校ができ上がっちゃうんですよ——2つの学校か。こういう教育環境になって、何ら本市は、東大和の教育環境の実態に見合った学校経営をしてるのかというふうに疑いたくなるような、こういう問題をどのように今扱っているんですか。

○**学校教育部長(阿部晴彦君)** 市内の小中学校の児童・生徒の数も、今御指摘ありましたけれども、大きい社会的な流れの中では減ってはきてはおります。学校の統廃合という御質問というふうに受け取りますけれども、東大和市の教育委員会におきましても、これにつきましては課題として認識しております。平成25年の3月に学校規模等のあり方検討委員会からの報告を受けまして、その後、教育委員会が方針を策定しております。この方針の中では、将来的に児童数が大きく減少した場合には、具体的な統合ということも含めて考えなくてはならないという認識でございます。

現状の中での学校の環境の面でございますけれども、教室がやや不足するというような状況もございます。

といいますのも、小学校におきましては平成28年から特別支援教室を全校導入し、特別支援教育の充実を図っております。また、特別支援教育の充実ということで、小中学校におきましてもそれぞれ特別支援教育の学級を、ここ数年、増設しております。ほかにも少人数教育ですとか、さまざまな面で教室のやりくりを実際に行っている地域の学校も出てきております。先ほど御指摘あった学校のほうでは、確かにまだ教室的な部分では危機的な状況とかいうことはございませんけれども、課題としては統廃合につきましても、これからも児童・生徒数の、あるいは教室、あるいは国・都の動向などを踏まえまして、計画に沿って学校の教育環境がきちんと準備できるように、モニタリングなどもして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） この教育の27年度のほうのこのデータと、26年度のデータを比較しても、この39人から約40人減少してるんですよ。そして、この東大和市で特徴的なのが二小と八小、これは工業地域のマンションラッシュで人口がふえましたね。ふえても、二小で654名なんだよね、ふえたって。そして、八小が711名。そういう生徒が二小、八小で学校経営があって、一番少ないところの三小が287名。317名、312名、277名という学校経営があるんですよ。こういう経営状態を、こういうときにきちっと国の政策に合わせたときに、教育レベルを上げるとか、学校教育の見直しをするとか、私はこういうことを今までどおりに、こういう評価書なんかを見ても、手の打ちようがないですよ、ちゃんとそれぞれ皆さん頑張ってる、今答弁された中身どおりだと思いますよ。しかし、学校経営という立場から物を見たときに、学校の人数がこんなにばらついて、教育はこれでいいのかと、私は心配してるんですよ。その点、どうですか。

○教育長（真如昌美君） 学校経営という視点から立ちますと、それぞれ同じ規模で、そしてそれぞれが多くのお子さんを預かって、新しい学校経営に向かって進んでいくというのは、これは理想だとは思いますが。ただ、本市の場合については、多少なりとも差はあるんですけども、それぞれの学校で今現在、校長の学校経営方針が順調にいったらというのが一つ言える話であるというふうに思います。また、新しい学校を建築するといいますが、最近の学校は非常に高額な建物を要求されております。それだけ学校の施設が複雑なものになってきてますし、また教室をさまざまな形で使っていくということも、課題の一つとして挙げられております。

そんな中で、新しい学校、あるいは統廃合について考えていくということについては、必要ではあるんですけども、財源のこと、それから先を見た、今お話ししました環境のこと、それから保護者及び地域の思い、願い、そういったことも含めてかなり先を見ながら進めていくことが必要であるというふうに思っておりますので、今後とも子供の増減を注視しながら、これから東大和の学校をどんなふうにしていくかということについては、考えていくことが必要であるというふうに思っております。

以上です。

○8番（関田 貢君） 僕は今回提案したいと思うのは、こういう今までの学校教育、国で決められた、それが国・都、地方行政に学校教育が長年、培われた教育方針があると思います。しかし、そういう教育方針の中でも、やっぱり変えるときはきちっと変えなきゃ僕はいけないんだと思うんですね。僕は東京の学区の問題、石原知事のときの問題を僕は重視してるんですね。石原知事さんは、平等主義を競争主義の原理に変えたんですね。そして14区、都立高校の学区を変えて自由に行かしたんですね。ですから、こういう平等主義の原理を競争主義の原理へ私は転換して、質の向上をもたらした石原知事の手法は学ぶべきところがあるんじゃないでしょうか。そして、この点について教育長どう思いますか。

○教育長（真如昌美君） 確かに競争原理というのは大事な要素だと思います。ただ、小学校、中学校は競争原

理も確かに大事なんですけども、それよりも何よりもやっぱり地域の学校という、そういうことについて十分考えていって、そして地域の人たちと一緒にコミュニティスクールのようなものをつくっていくという、そちらが優先かなというふうに思っているところでもあります。その中で競争原理も働かせていけば、それはそれですばらしいことというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○8番（関田 貢君） 私は今回こういう問題は、痛切に感じたのは、僕、今回、運動会を、中学校の運動会あるいは小学校の運動会に行くときに、父兄に会ったんですね。それで、その父兄に会ったときに、この父兄が、「あなたのところは、ここまで来るんですか」と。それで、新青梅街道の交差点、庚申塚が中央2丁目かな、間違ったらごめんなさい。中央区、新青梅街道の付近から五小まで歩いてくる。そうしたときに、仮にですよ、学区がそういうふうに決まってる学区であれば、僕は父母の自主選択制、そういう区域のはざまにある学区は、僕は二小へ行くなり、その近くにある学校があるとすれば、六小へ行くなりで交通の便がある。あるいは交通安全対策の面で、親がこの安全対策、通路で学校へ行くのに安心だというところを、僕は選択させたほうがいいなというふうに、その父兄としゃべりながら運動の会場に行きましたけれど。そういうふうに、学校の近くにいる人と、その学区の区域のところにいるのは、学校が強制的に決めることより、親に選択をさせるということのほうが、僕はそういう学校の教室の中身でも、子供の雰囲気も、随分僕は変わると思うんですが、その辺どう考えますか。

○教育長（真如昌美君） 選択の必要性というのを考えますと、大和はやっぱり地域というのを非常に大事にしています。私も教育長になってから、ずっと言い続けているのは、地域の学校をしっかりとつくってほしいということをお話ししているところでもあります。それを選択制にしますと、それぞれが自分の気に入った学校といえますか、希望する学校に進んでいくということになれば、地域全体の活性化にも非常に影響が出てくるというふうに思っておりますし、また選択させるだけの必要性を、今、東大和市では感じておりませんので、今後もこの形で進めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○8番（関田 貢君） 僕はこういう学校教育の現場、携わる人たちがあれば、当然平等主義とか競争原理の競争主義とか、そういうものを取り入れたときに、ずっと平成4年度のときから学校環境を変えてこなくて現在きた。新しい教育をどんどん当てはめていく。そうしたときに、教育の中身が向上するんですかって僕は言いたいですね。やっぱり教育もレベルアップしなきゃいけないだろうし、いろんなものを特化したときに、何を特化するかというときに僕は出てくると思うんです。やはり少ないところであれば、少ないような人員を構えたときには、どういうものが特徴的にあらわれるのか、やはり団体の多いところはスポーツが強いか、そういう特徴的なものが生まれてくるのが教育だと私は思うんですが、その辺の解釈をお願いします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 義務教育期間中に、市内の小中学生がひとしく学ぶ環境が整っているということ、またそれをさらに充実させるということで、ハード面、あるいは人的な配置などのソフト面でも予算も伴いまして、今、子育てしやすいまちづくりということからも力を入れております。現実の問題として、例えば三小などでは小規模な学校ではございます。その中で学校の経営方針の中にも、強くにじみ出ておりますし、さまざまな場面でお話もされていらっしゃると思いますが、現在の小規模校と言われる学級数を条件の状況のもと、それを最大限生かせるような学校経営をしていくということがあります。市内のそれぞれの小中学校、いろんな面での競い合いもされておりますし、また小中の連携、そういう中でのさまざまな工夫なども図られて

おりますので、現状の中での学区制のもとでも十分にさまざまな教育の充実が図られると考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、今教育環境について基本方針の中から問題点を抽出して、何点か質問させていただきました。こういう問題をあすの教育につなげ、一人一人の教育レベルを上げるときに、学校の環境があったり、あるいは先生の配置の問題もあったり、いろいろあるかと思います。教育委員会がしっかりとした基本方針に定めた枠の中で頑張っていたらいいと、そして学校の環境整備は、ぜひともこれ僕は考えていただきたいと思うんですが、市長、今度は市長の経営者として、市長に質問します。どうですか。

○副市長（小島昇公君） 「日本一子育てしやすいまちづくり」というところで、待機児童対策のみならず、やはりお子さんたちの教育に力を注いでいきたいというふうに、強く市長は考えを持っておりますので、厳しい財源の中ではございますが、学校の施設整備につきましては、まずは児童・生徒の安全が第1でございますが、今年度から各PTAから要望の強かった、なかなか優先順位でいうとどうしても後に送らざるを得なかったトイレにつきましても、試行的に進めていくということを見ていただいても、学校の施設の整備、それからそれはハード、ソフト両方、力を注いでいきたいというふうに強く考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

それで、1は終わります。

2番、今度は尾崎市長よりということで、教育目標としてどのように提案されたかということで、市長にこの東大和市が、小中一貫校のレベル向上をするためには、一体型がいいのか、分離型がいいのか、いろいろと議論がされてますが、うちは分離型の教育方針をとってるということで、小中一貫校のやってきて今日、よかったこと、悪かったこと、思いついたことをお伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 当市におきましては、施設一体型ということではなくて、分かれて小中一貫教育というものを推進しております。特に中学校グループをつくりまして、5つのグループをつくりまして、その中で小学校も一緒に、義務教育の9年間を見通した教育活動を展開しているというようなところがございます。そういう中で、例えば学力の件で申しますと、現在も校内研究というもので、各学校がテーマを決めて行うんですけれども、その校内研究を中学校グループで統一をして、研究も同じ方向を向いて進めていこうというような実践も行っておりまして、児童・生徒の学力向上の一つの方策として効果を上げているところです。また、生活指導面におきましては、やはり小学校と中学校で違った方向を向いた決まりをつくるというのは、子供にとっても混乱も起きますし、中学校に上がったときにスムーズに入っていけないというようなこともありますので、中学校グループで生活指導面も、ある程度、方向性を同じにして段差のない入学に向けて取り組んでいるところでございます。また、地域のつながりも、そのグループの中でかなり強くなってきて、今後、九小では40周年を迎えていくんですけども、そういう中でも小中一貫教育が、その取り組みが随分と影響していい方向に向かっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 僕はこの一貫教育のレベル向上という捉え方を、市長がどう取り上げるかということで、教育の中身、教育長からも答弁ありましたけれど、教育は家庭、学校、あるいは地域社会の皆さんに守られながら育っていくという環境の中で、僕は東大和が、市長がこの教育をやれとか、あるいはこの教育に柱を立てて、勉強はもちろんやらなきゃいけない。しかし、特化して音楽のまちにするとか、あるいはスポーツのまち

にするとか、それは多摩湖駅伝で、そのマラソンの発祥地である多摩湖が駅伝のメッカになるように、市長がこの駅伝をメッカにするためには、地元の一中から中学生を、あるいは小学生も、絶えずその駅伝大会では地元が優勝できるようなレベルに教育をするとか、音楽では市が行政的に音楽のまちということならば、市長が1カ所に集めて東大和の児童に音楽を聞く会、そういうものを市長がつくるとすれば、全部が一度にはできるわけないんで、学校を分けて、今回はこの学校とこの学校を、市民が音楽を聞く会とか、そういう目玉を市長に僕はつくってもらいたいと思うわけなんです、市長、その辺の考え方どうですか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市におけます新しい教育委員会の制度に移行する際に、総合教育会議を市長が主催されました。その準備段階の中で、教育委員会ともさまざまな議論も重ねた中で、とても印象に残ってるのは、具体的な教育をこうしろ、ああしろというのは、やはり教育委員会の範疇、そういう中で総合教育会議は市長が主催するということではありますけれども、現在は市長、教育委員会、同じ方向を向いて協力し合って、これまでもやっておりましたし、これからもやっていけると思いますが、万が一、その教育委員会が総合教育の会の名のもとに事務局の仕事なども全て手放してしまうと、教育の独立、中立性という面で困ることはないのかという投げかけがございました。そういう中で、東大和市においては総合教育会議の事務局につきましては、市長部局の補助執行という形で教育委員会が携わるということになりました。そういうところにも考え方はあらわれているなどと思います。

私のほうからは以上でございます。

○**市長（尾崎保夫君）** 教育ということで、今回、教育会議ということで何回か開催をしたわけですけど、その中で特に大綱をどうするかということでありましたけども、大綱については教育委員会のほうでもともと持っていた目標ということですね、教育の目標ということで、その内容を確認というか、見た結果として、私はそれでいいんじゃないかというふうな思いで、大綱の中にそれを生かしていくという形でつくっていただいたわけでございます。

また、先ほど来いろんなお話がございましたけども、それぞれの学校が特色を出せということで、いろんなことをそれぞれの学校は、校長先生の経営という意味合いも兼ねてやっているというふうには理解しているわけですけども、先ほどスポーツだとか音楽だとかって、いろいろと子供たち、そういうことをしたらいいのではないかなという、市長が、そこは、こういう学校は、ここはそこだってやれば、それはそれでいいのかもしれないんですけど、ただ私自身はそういうふうな考え方とちょっと違ひまして、確かにそういうところで活躍できる子供はいいんですよ。活躍できない、別なジャンルで活躍できる子供もいるということなんで。私自身も小学校のとき、中学校のときも、余り勉強のほうはだめだったんですけど、体を動かすということとアートですね、絵と、それから粘土細工、これが得意で、この部分はもっともっとやってもらいたいなというふうに、そのときは思ったりはした覚えはありますけども、それ以外のところはほどほどにやってもらえばいいかなというふうには、そんな感じもしないわけでもないんです。

ただ、今言ったように、学校の音楽が得意だ、私、音楽、全然だめだったんですけど、音楽のまちだって、要するに私みたいなのが、そういう小学校で音楽の学校にするんだってやると、もう学校へ行きたくなくなっちゃうとか、極端な話ですけども、そのぐらい音楽というのは余り、歌を歌うというのは余り得意で、聞くほうはよかったんですけども。そんなふうな、子供、本当にいろんな子供がいるんだということを考えると、一概にこうだというのも、学校を挙げて、経営方針としてそういうふうな形というのを市長から言うのはどうかかって、私自身は思っています。

そういった意味で、教育委員会の中でどんなふうな形でやるか。ただ、一生懸命やっってる子供たちで、それなりに成果を出してる子供たちに対しては、しっかりと応援するというか、そういうことは必要だろうというふうには思います。それはあくまでも子供たちというか、学校の経営方針等も含めて、その主体性を重んじた結果として、そんな形で表彰されてきたのかなというふうには思っていますので、それは一生懸命、応援はさせていただきたいというふうには思っています。

これからも教育委員会と一緒になりまして、特に私は地域の地域力というか、これが非常にこれから大切になるんだなというふうには思います。ですから、大綱の中にも、そういう趣旨の言葉が入ってるかなというふうには思うわけですが、学校教育というのは学校だけでやるという時代はもうどうの昔に終わって、今はやはり学校、それから家庭、それから地域ですね、そういうふうなものが一体となってやっていかなければいけないというふうには思います。そういう中で、学校の施設を、学校施設の教育環境、ハード面での教育環境をどう整えていくかというのは、非常に大変な思いをしているわけでごさいます、特に財政面では非常にどうしたらいいかということを考えながら進めていく、やっていかなければいけない、財源はある程度確保しながらステップを上げていくというふうな考え方を持っていけないと、難しいのかなというふうには思っています。

そういった意味では将来の——今現在、公共施設の将来、どんな形、どういうふうな形のものがいいのかということで、公共施設関係の将来のあり方を検討しているというふうなことでありますけれども、そういった中でも学校施設も含めて検討の対象になるというふうには思っていますし、10年、20年、30年というスパンで考えたときに、今のままでやっていくのは、全ての公共施設を今のままやっていくのは困難であるということ間違いのないことなんで、それをどううまく東大和市に合った形に再構築をしていけるかどうかというのは、本当にこれから先の東大和をつくる上では大変重要なものであるというふうには考えてございます。ですから、長いスパンということを考えまして、将来に向かって思い切った改革というか、考え方で整理していかないとだめなのかなというふうには思っています。

以上です。

○8番(関田 貢君) 市長さん、今、市長さんの思いを聞かしてもらって、私はこの特徴あるために、そのレベルだけを勉強しろというんじゃなくて、やっぱり学校として一つの市をまとめるときに、こういう思いが東大和の特徴としてとか、どの学校も音楽のレベルは高いんだと、だからそういう高いものをより一層、行政も後押しして、そういう音楽のレベルを一定の水準へ高める。そしたら東大和は自然によそから、東大和の音楽のレベルは高いですねというふうには評価される。やっぱり評価されると、その子供たちがますますそういう分野で、ジャンルで、音楽だけじゃなくて、いろんな分野で成績が私は伸びていくというふうには、私もそういうことを聞いて、この音楽にしては、歴代の市長さんが、この教育で1校、中学校に、一中から五中に音楽のクラブができるときに、最初、金がないときに、1校300万円で5校に1,500万円の教育予算をつけたんですよ。やはりそういう種がまかれて、一中から芽を出し、そして順次、三中、五中、四中と、それぞれ学校が、楽器が整い、お互いに貸しっこして、音楽が一定のレベルまで育つというのは、そういう1,500万円からの行政が投資して、結果としてそういうすばらしい音楽の道が、ここで好成績を上げられる環境ができてるわけですよ。さらに、そういう環境はさらに伸ばしたほうが私はいいと思ひまして、この問題を、音楽のまちにするのか、あるいは駅伝で、マラソンの発祥地である多摩湖というところは駅伝コースで、あの駅伝コースをどうつくり上げるかということで、私は東大和では多摩湖の一周は、やはり駅伝でマラソンには向かないなど。

僕は行政視察で出雲へ行ったときに、出雲の岩國市長は、最初に3,000万円かけて、赤字だったんですよ。出雲駅伝を最初に始めたのは岩國さんなんですよ。そして、3,000万円が最初の赤字で、スタートとゴールしかテレビは映してくれなかった。そして、それを行政が力をつけることによって、7,000万円の収入があって黒字になり、そして今は箱根の登竜門になり、箱根駅伝へ出る前の駅伝ということで、出雲駅伝は有名になって今は黒字経営ですよ。ですから、全コース、テレビ放送が入るんですよ。ですから、そういうことも教育を通して、僕は駅伝とか、あるいは音楽のまちにするとかというのは、やはり行政もかまないと、そういうのは成功の道は遠いと私は思うんですね。

それともう一つ、一貫教育の問題では、私はある2007年に東大が実施した学生の実生活調査によれば、東大生の出身校というのはどういうところが多いかというと、私立の中高一貫校が非常に多いと、東大に入る人の51%を占めてると。公立は34%だと、こういうふうに言われています。ですから、こういう一貫教育というのは、すばらしい教育制度が実証してますから、当市もこの一貫教育に力を入れていただいて、優秀な生徒を育ててほしいというふうに要望して、次に行きます。

次は、学力のテストの問題です。

このテストの問題については、新しい教育長になって、学校のニュースが本当に手にとるようにわかるような、教育長の教育日誌で、この全国の学力調査の報告が上がってます。そして、この学力調査の中身が、僕と同じような、どこの成績を見ても学力調査が、中学校あるいは小学校で国基準、あるいは東京都の基準に対して東大和の学力がついていかない。これを上げるためには、どのような方策が今後検討されているかお伺いします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学力テストのことについてでございますけれども、今学力向上のためにさまざまな取り組みを行ってるところでございます。教育委員会のほうでも、全国の学力・学習状況調査、東京都の学力の向上を図るための調査、そのような調査を分析しながら、基準ではないのですけれども、その全国や東京都の平均正答率に何とか近づけよう、それを超えていきたいというような思いは、常日ごろ思っているところでございます。

現在のところにおきましては、個に応じた指導の充実ということで、人的配置ということで少人数学習指導員やティームティーチャー、または図書館指導員であったりとか、そのようなことで数多くの子供たちにかかわる、そして学力を向上させるための、そういう人的な配置をしているところでございますし、また東京都の委託金等を活用しながら、理数の力を高めようということで、特別な授業を子供たちに受けさせて、理数好きの子供を育てようというようなところを行ったり、または学力向上のための推進地域ステイ事業ということで、学力ステップアップの取り組みも行ってございまして、その中で先生たちの授業力を向上させようということで、講師の先生に来ていただいたりとかというようなことの取り組みも進めているところでございます。

今後につきましても、学力向上は課題になってくるかと思いますが、人的配置を継続して行うとともに、教員の授業力を向上させて、子供たちにわかる授業、そして体育とかということであれば、できる授業、そういうような授業をとにかく向上させていって、児童・生徒の学力を向上させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** 今の話で、教育日誌の中で、93の報告書の中を見ると、国と当市のあれが出てます。非常にわかりやすくまとめられております。しかし、こういう教育レベルの差について、今度は96、東京都が平

成27年度東京都教育委員会の児童・生徒の学力向上を図る調査が、96の中で教育長日誌が報告されています。ここを見ますと、7月2日に実施した東京都の学力学習調査の結果が届きましたとあって、このときには大分東京都と差が詰まってきたと、喜ばしいデータが発表されています。こういうふうには、国と東京都の差について、教育内容がどのような変化をもたらしているのかお伺いします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東京都の学力向上を図るための調査と全国の学力・学習状況調査、実は対象となる学年が違います。東京都のほうは、小学校5年生、中学校2年生、全国のほうは小学校が6年生、中学校が3年生、ですのでこのデータ自体が同じ対象の子をとったというようなことではないのですが、全体のその対象となった学年がこの結果だったということで、毎年、状況については違う状況があらわれてくるということは、まずはお話をさせていただきたいというふうに思っております。

また、年々なんですけれども、各学校の校長の経営方針の中で、例えば今年度は国語に力を入れていく、特に書く力を力を入れていくというようなことで、校内で取り組んでいる取り組みが、その学年の例えば国語の書くという観点の数値に如実にあらわれてるというようなところも分析の結果わかっております。一概に正答率だけで比較してしまうと、上がった、下がったというふうに見えてしまうんですけども、細かいところで見ると、学校の取り組みが一つ一つの観点に大きく影響しているというようなところも見えている状況がございます。いずれにしても、学校の取り組みが、今だんだんと花開いてきているというようなところでもあります。以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** ぜひ、今の中身を継続できるように努力していただきたいとお願いしておきます。

じゃ、次に当市のいじめ、不登校の実態についてお伺いします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 当市のいじめ、不登校の実態ということでございます。

まず、いじめの実態のことにつきましては、平成26年、今27年度の全国の調査につきましては、まだ集計をしているところがございます。平成26年度というところがございますけれども、認知している件数については、26年度は小学校が24件、中学校が11件、そのうち解決済みですよということで、年度末に報告が上がっているものにつきましては、小学校が19件、中学校が11件、そして継続支援中ですよということで、小学校は5件というふうになっております。いずれにしても、こちらにつきましては各学校できちんとその対応については行っておりまして、教育委員会のほうにも報告はしてきているものでございます。

また、不登校の実態につきましては、平成19年度のピーク時から年々と出現率は下がってきている状況でございます。平成26年度、こちらも26年度になりますけれども、小学校においては19人、中学校については63人ということで、出現率にしますと小が0.42、中学校が2.99ということで、こちらはどちらも東京都の出現率よりは下回っているというような状況でございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時38分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**8番（関田 貢君）** いじめの件数について、私はいじめという問題については、1件であっても、こういういじめ問題は絶対発生しては、ゼロに近い努力をしていただきたいと私は思うんですね。このいじめによって、

小学校の思い出、あるいは中学校、あるいは高校というふうに引きずってる子がいるんですね。私もこの不登校とかいじめ問題については、15年もある学校にかかわり合いをさせていただいて、そういう子供たちと接してきました。本当に奥が深いんだなということで、つくづく感じて、今回のこの問題も、そういう人たちが1人でもいたらば、ゼロに近い努力をするつもりで、こういう今回も、小学校は26年のデータでいくと24件あったとか、あるいは中学で11件あったとかという、こういう件数をゼロにしないと学校の雰囲気、そういう子供がクラスにいたときに与える影響というのははた知れない環境があるようです。ですから、私はこういう環境対策については、いじめの問題については、本当にきめ細かな教育方針を、学校長を初め担当の先生に頑張っていたいただきたいと思うんですが、その辺の中身について再度お伺いします。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 今議員おっしゃっていただきましたとおり、いじめをゼロにしていく、とても大切なことだと私たちも考えておりますし、学校もそれを目指して、今いじめ対策を進めているところでございます。学校におきましては、いじめの未然防止と早期対応、早期発見も含めまして、各学校にいじめ防止等の対策委員会を設置をして、そこでいろいろな対策を立てるところでございまして。市といたしましても、ふれあい月間等に合わせた年3回のアンケート調査から、スクールカウンセラーとの全員面接等も含めまして、今後も一層、いじめの未然防止、なるべくゼロに近づけるような、そのような対応をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** ぜひ、いじめ問題には、そのような対応を継続して頑張っていたいただきたいと要望しておきます。

次に、不登校の問題についてであります。

不登校についての実態については、どのような環境になっていますか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 不登校の実態につきまして、先ほども数値のほうはお伝えさせていただきましたが、今現在、東京都の不登校の出現率より下回っている状況でございまして、今26年度では小学校で19、中学校で63という数値は上がっておりますけれども、30日以上、年間を通して欠席をしているというところで、不登校の理由で、例えば不安などの情緒的混乱とか無気力とか、そういった理由で30日以上お休みをしているというような数でございまして。現在、平成28年度におきましても、不登校状態にならないように、さまざまな学校で取り組みをしまして、子供たちが学校のほうに来て充実した生活が送れるように取り組みを進めているところでございまして。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** この不登校とかいじめの問題については、私はいじめは根が深い、あるいは不登校の問題もなかなか、その問題に到達するときに、不登校というふうな、家庭環境の中をのぞきますと、なかなかこれ一夜にして解決ができない問題だなと、深く僕はこの対応をしたとき感じました。この不登校の問題にしては、私は各学校が何か家庭に届くインフォメーションを送ることが、学校への登竜門になったり、あるいは学校へ行かないと、学校ではこういうニュースがあるんだとか、こういうことがあるんだとかという問題を、僕が行政視察で、松山市が不登校生徒が350名いたときに、ピーク時になったときは402名からのときがあったと。そうしたときに松山市は、学校を初め、学校長を初め教育委員会で取り組んだのは、不登校対応のアクションプランという項目をつくって、この中身をちょっと読ましてもらおうと、1として不登校の対策を考える上で、個々の要因や背景、状況、ニーズに応じた適切な対応策が求められること。2として、本来の指導、支

援体制については、学校全体での組織的かつ具体的対応が行われることが必要であり、児童・生徒を支援していく校内サポートチームによる対応が重要であるというようなアクションプランを、これを各生徒に配布してるんですね。ですから、こういう不登校のアクションプランという対策を講じたときに、当市ではこういう不登校を対応したときの対策を講じたときに、家庭との連絡という、連絡パイプはどのような経過を頼って、この不登校対策をやられてるか、そのことをお伺いします。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 本市の対応についてでございますけれども、本市では4月当初に、学校長を通じまして教育委員会でも入れまして、不登校対策について各御家庭に御案内をさしあげてるところでございます。そちらには、欠席受け付けにつきまして、必ず理由等も伺いますと。もし理由が曖昧な場合には、例えば病院への受診をお勧めしたり、または保護者の方、それから児童・生徒本人を含めた面談等も欠席日数に応じて行きますということについては、周知をさせていただいております。また、学校はそれに応じまして、欠席受け付け時の対応で、具体的な子供の様子をお伺いし、受診をお勧めしたり、または放課後、改めてもう一度電話を入れて、きょうの学校の様子をお伝えする。または御本人の病状などについても詳しくお伺いし、あしたは学校で待ってるよというような言葉も添えて、教員が子供を迎え入れるという気持ちを、保護者、そして児童・生徒にも直接お伝えしている、そのような対応をとってるところでございます。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** わかりました。

ぜひ不登校の問題、私はいじめとか不登校の実態にあった人たちが、社会に出て成功した人の話は聞くけど、失敗して、それを根強く、社会人になってもそういう問題が頭の片隅に残ってるというような人に出会うと、本当に気の毒だなと。こういうふうな問題を解決できるのは、やはり小学時代、中学時代にきちっと対応をしていただきたいなというふうに私は思ってる。

そして、このいじめの事件の中で、いつも私が成功者の話を最後にして、こういうふうな人も、立派な人がいるんだと、こういう人たちも頑張んなさいよという意味で、僕はある新聞の記事を切り抜いてきたんですが、黒澤、あの有名な監督、この監督が幼少時代は小学校でみんなになぶりものになったということが、この黒澤さんの「蝦蟇の油」で、岩波現代文庫の中で述べられております。それで新聞の記事で言われていることが、学校はまるで牢獄と感じたということ、この黒澤 明さんは書いています。こういうような、学校を地獄、あるいは牢獄だと感じたというときの景色を変えたのは、1人の教師であると。同学年にさんざん笑われた黒澤少年の絵を褒め、三重丸を与えたということで、自信がついたのか図画の時間が楽しくなったと。映画の設計図の数々の絵のコンテを描いた巨匠の原点だろうと。曇りなき教師の目が、眠れる才能を育んだということで、「羅生門」、「生きる」も、この師の出会いなくして生まれなかったのかもしれないと、こういうふうに述べられてます。こういうふうな、一目の成功者も、こういう苦労があった人も立派に世の中に出てますから、こういう人の励みを持って、いじめっ子対策、あるいは不登校の対策を頑張っていたいただきたいと要望しておきます。

次に、社会教育であります。

社会教育の問題で、東大和市は同規模の市と比べると体育施設、あるいは運動場がおくれていると私は壇上で言いました。そして、最初に私は東京街道団地の整備の方針（案）が示されて、公益ゾーン、運動場はどのようなスポーツを都に提案されてるかをお伺いしました。再度、確認したいと思います。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 社会教育部のほうでは、東京都のほうに要望した内容でございますが、私ども

としますとスポーツ、身近な運動、外遊び等、多様な利用に供することが可能な多目的な運動広場、1ヘクタール程度、そちらを供していただけないか要望をさせていただいたところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） この要望させていただいたということで、ただ1ヘクタールという要望じゃなくて、東京都の施設ですから、あそこを見取り図を見ると、かなり広範囲に計画が、ゆとりがある。総合公園も隣に準備されています。そういう総合公園とか、総合運動場をつくるときに、東京都の土地に対して地元が、地元のスポーツ団体がいろいろなことで困ってますよ。例えば一番いい例が、給食センターで場所が狭くなったというサッカー場、規定のルールで基本的な、その大会ができる施設ということではサッカー場が狭い。あるいはリトルリーグ、あるいはボーイズリーグの硬式野球場ができない。そういうできないスポーツを具体的に挙げて、東大和もそういう教育方針、あるいは基準にかなった施設づくりを、この際、きちっと僕は要望していきべきだと思うんですね。

僕はサッカー場だって、サッカー場で、このサッカー場が公式試合のできるサッカー場なんだと。だから、大学も呼び、一般社会人も大和へ来て練習をしていただきたいというような公式の運動場。ただ総合運動場をお願いしてあります。1ヘクタールをお願いしてありますと言ったら、地元のスポーツ団体にきちっと、今回はサッカー場をお願いする、あるいはリトルリーグ、あるいはボーイズリーグの硬式野球場ができる野球場をお願いする。そういう市が方針をきちっと決めて、公式な試合ができる。ただ運動場、1ヘクタールをお願いしてあるというんじゃないくて、東京都をお願いしてつくってもらうわけですから、要望はスポーツ団体の要望をきちっと僕は伝えていただきたいと思うんですが、どうですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回の運動広場の件につきましては、本年の3月31日に東京都のほうから示されたばかりでございまして、まだそのほかのことは何も決まっていない状況でございます。担当部としましては、市内の運動施設が全般にわたって不足しておりますので、さまざまな運動施設、運動できる、スポーツができることで考えているところでございます。駐車場や倉庫とか、そういう附帯設備のことも考えなきゃいけませんので、それを踏まえても何とかサッカーの試合ができる面積は確保できそうでありますので、詳細についてはこれからまた東京都と打ち合わせなどしていきながら、詳細は決めていきたいと思っております。また、各団体、スポーツ団体等ありますので、そちらのほうにもお話を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（関田 貢君） このスポーツ施設というのは、いろんなスポーツの体系があっても、東大和でも今私が言った公式競技場が東大和市にはないんですよ。だから、東大和市で都民大会の大会が開催されるのは、自慢じゃありませんけど、ボウリングしかないんですよ。都民大会が、東大和のグランドボウルで行われてるのが、それが随時の1つ、あとのスポーツ団体はみんな他市へいくんですよ。ですから、そういう東京都の大会、あるいは市町村大会で行われる競技でも、そういう公式競技が行える施設をつくるということを目標に上げないと、今、東大和市は、僕はサッカー場は公式の練習場で公式競技が行えるということが必要。そして、硬式野球では、リトル、ボーイズリーグの公式試合が行えない。軟式野球では、上仲原公園が立派な市で持っているわけですよ。ですから、ない競技場、そして総合運動場も都立公園の中に400のトラックがあるわけですよ。ですから、そういういろんな施設を複合的に考えて、東大和市は東京街道団地の中に、空き地利用の土地利用でそういうスポーツ施設がつくっていただけるということ、スポーツ団体の中で一番困ってるのは、やはり

サッカー場の公式試合ができる競技場ですよ。そして野球場。野球場というのは、これは公式の野球場ですよ。それ、どちらかを選択されて決まった場合は、サッカー場であろうが野球場であろうが、公式で大会ができれば、練習場にも他市から来て使っていただけるでしょう。そういう公式の競技場を、ぜひつくっていただきたいと思いますが、市長どうですか。

○副市長（小島昇公君） スポーツ関係の場所がないというのは、かねてからの大きな課題だというふうに認識してございます。ですから、今学校の給食センターをつくる桜が丘市民広場につきましても、本来ですと給食センターは、一般的には1階建てがいいと言われていたところでございますが、サッカーと共栄共存ができるというところで、2階建ての給食センターをつくるというふうな、お互いの配慮をしながら進めてございます。ですから、東京街道のエリアにつきましても、もともと住宅ができるエリアに、東大和市の市民の要望の強い運動ができるエリアも何とか確保したいということで、地元の自治会の皆さんともお話をさしていただきながら、こういう要望をさしていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、市長、そういう方針で東大和市の公園の中にできる運動場が、公式運動場ができる、公式試合ができる運動場をつくっていただきたいと要望します。

2番目として、桜が丘市民広場のトイレについてお伺いします。

このトイレにつきましては、お話だと、答弁によりますと25年経過してるとということで、このときの設置費用は、下水道工事を含めて546万円だということで、私はこの25年以上も経過した現状の施設を、このスポーツ団体から要望されて、私はスポーツ団体の役員と現地を視察しました。そして、現地のトイレについては、男子トイレが3カ所あるところ1カ所、壊れて2カ所しか使えないと。女子トイレは和式で、その当時のままです。ですから、和式については非常に使いづらいと、スポーツ団体の婦人団体から言われました。こういうことも、片や給食センターが、新しい施設がオープンしようとしているさなかに、あそこの市民広場のそういうトイレの施設は作りかえをして、学校給食センターと同じ時期に作りかえてあげることが、僕は理想ではないのかなど。こういうふうにして市民にこれだけのね、もう25年たってですよ、男子トイレも壊れっ放しでテープが張ってありましたよ。そのままずっと置いておいて、現地を見て、私は今度は学校の給食センターが片やでき、市民広場の人たちには、そういう使い勝手の悪いトイレをいつまでも置いておくということについては、新しいトイレを僕は建て替えができないかということをお願いしたいと思っておりますが、どうですか。

○社会教育部長（小俣 学君） ロンド桜が丘フィールドのトイレの関係でございますけども、私どもとしますと、あそこのトイレにつきましては、水飲み場も、あと倉庫も同様に老朽化しております。ですので、やるとするならば一緒に、まとめてぜひやりたいと思っております。そのほうが効率的で、経済的にも有利というふうに考えておりますので、東京都のオリパラ関連の補助金なども活用できないか考えながら、主要事業計画の中で検討してまいりたいと思っております。ちなみに、あの男性トイレについては、今、指定管理者のほうで直すように検討を進めております。

以上です。

○8番（関田 貢君） ぜひ、そのように進めていただきたいと思っております。

次に、上仲原公園の芝刈りの管理については、これは大分改善していただいて、スポーツ団体の団体の会長さんも非常に喜んでおりました。これは、ありがとうございました。こういうふうにして、年に4回の芝刈り

が2週間に1度ということ、一々言わなくても2週間たてば芝刈りをしていただけるということで、スポーツ団体、それぞれの団体が非常に喜んでおられるということをお伝えして、非常にありがとうございましたと、よろしく伝えてくださいという言づてを受けてきましたので、報告しておきます。

そして、次に道路問題であります。

この道路問題のことについての整備については、市道路線の問題については、当市は1,250路線あって、私が質問したときには、この1,270路線があったということで、この路線も大分改善されて、今日で側溝整備はどのくらいになってるかということ、77.4%まで上がっているということで、市道路線の改修については、まだまだ半ば遠いのかなど。それで、この市道路線の改修工事なんかについても、この年間の予算についての整備率に対して、側溝整備については毎年どれくらいの予算を予定されてるか、1としてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 側溝整備の予算でございますが、市内道路改良工事の中で同時に側溝整備を行っていくということで、歩道の整備なんかでも側溝整備を行います、その他、道路補修費の中で応急的などうか、緊急的に補修する箇所もございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） では、そういう事情の中で、②の市道354号線の一部道路改修について、住宅内の道路の水たまり解消のために、雨水排水の対策を講じてくださいと市民から要望がありました。この要望につきましては、この宅地として市民に譲渡され、4メートルの道路になっているということで、地域の住民の人たちが道路の水たまりや路面のひび割れがひどく、振動等の苦情が寄せられておりますので、ぜひ舗装の改修工事をしていただきたいという願いがありました。その点についてどうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 簡易舗装等をされまして、老朽化している道路につきましては、改修の要望があれば、その現地を確認をして、どういう方法がいいか、個々にケースが違いますので、整備をさせていただいているような状況でございます。今回、御指摘をいただきましたところについては、境界の問題等もあるやに考えられますので、その部分だけではなく、ある一定の区域について幅員、道路境界、排水の状況等を確認させていただき、対策を講じたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、最後のこの問題については、地域住民の要望でありますので、道路が水たまりやひび割れがあるために、振動等がひどいというお話を伺っています。ぜひ、その境界境の問題も、境の問題もあろうかと思いますが、舗装だけで、表面舗装して水たまり対策を講じていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、2つの点について取り上げさせていただきました。

1点目は、自治会についてです。

東大和市では、第四次基本計画でも自治会の活性化のため、自治会などの育成に努めることを盛り込み、また昨年策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、地域コミュニティーの活性化のための主な事業として、自治会支援事業と自治会長など会議及びマンション組合理事長会議の開催を盛り込んでいます。そして、その具体的な目標としては自治会の加入率を設定しているところです。また、今年度には自治会活動のPR動画も市は作成し、ホームページで公開しました。

このような内容を見ると、自治会そのもの、また自治会の加入率を上げることは、行政の取り組みとして必要なこととされているように受け取れます。しかし、自治会結成や自治会加入に関しては法的拘束力を有する法律や政令などは全くなく、民法上も任意団体であり、行政組織と自治会は法的に無関係です。ただ、東大和市という市全体を考えた場合、各地の集合体ともいえ、地域の中での人と人との結びつきにより、各地域を安全で住みやすい環境にしていくことが積み重なることで、東大和市全体がよいまちになっていくということを考えると、行政の目指すまちづくりに対し自治会は不可欠な存在ともいえます。さらに高齢化が進み、自然災害が相次ぐ昨今では、今までとは違った地域のつながりの重要性も注目されているところですが、家族構成の変化、価値観の変化により、そのつながり方や意義に関しても見直すことが必要ではないかと思われまます。法的拘束力のない自治会への加入を行政が強制することができない中、市のさまざまな事業目標に取り上げられている自治会の活性化、加入率向上を実現させるためには、行政と自治会の具体的な関係性を明らかにし、今の時代に合った地域の組織として関係者、すなわち行政も市民も自治会に対する共通認識を持つことが必要ではないかと考えました。

そこで、以下、お尋ねします。

①自治会に対する市の認識について。

ア、自治会の目的は。

イ、自治会と行政の関係は。また、行政の中での位置づけは。

ウ、行政が自治会にできることは何か。

エ、行政が自治会に期待することは何か。

②として、市内の自治会の主な課題は。

③として、地域生活向上並びに課題の解決について。

ア、地域自治の現状と課題について。

イ、自治会並びに地域にあるそのほかの組織との連携などについて。

そして、ウとして行政が取り組めることについて市のお考えをお聞かせください。

2点目は、長期にわたり休職している職員への対応についてです。

以前の私の一般質問では、地方自治体の事務事業の量的増加、複雑化により、既存の職員数での対応が困難になっている状況であることがわかりました。このような状況下においては、職員一人一人の戦力としての重要性も増していると思われまます。しかし、人間誰しもさまざまな要因で心身を患うことがあることは事実で、それは職員の皆様においても同様だということは十分理解していますが、市民の皆様にご負担いただいている税金を預かり行政運営を行う市としては、万全の体制で効率よく、かつ効果的に業務に当たることが組織マネジメントには求められていると思いまます。

そこで、以下、お尋ねします。

①として、現状について。

ア、直近の過去5年間の人数と各対象者の休職期間について。

イ、上記アの対象者に対し、市が負担している金額について。

ウ、その他、現状の傾向について。

②として、市の対応と認識している問題についてお聞かせください。

以上、この場での質問は、ここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、自治会の目的についてであります。自治会は会員の総意によって運営し、地域の中で生活する上でのさまざまな課題などの解決や親睦活動、環境整備など互いに協力しながら行い、住みやすいまちづくりの一翼を担っていただいていると認識しております。

次に、自治会と行政の関係、また行政の中での位置づけについてであります。生活様式や価値観の多様化に伴い、地域での住民間のつながりが弱くなってきていると感じております。そのような中、防犯や防災を初め、さまざまな行事に市とともに取り組んでいただいている貴重な協働のパートナーであると考えております。

次に、行政が自治会にできることについてであります。自治会の自主的、民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資するため、補助金を交付するなど、側面的な支援に努めております。

次に、行政が自治会に期待することについてであります。高齢者の見守りや地域の安全や安心を守っていただくなど、地域の発展に当たり欠かせない重要な担い手であると考えております。地域のことをよく把握されている自治会の皆様に力をかしていただき、地域課題の解決にともに取り組んでいただけることを期待しております。

次に、市内の自治会の主な課題についてであります。住民の地域への関心が希薄化していること、それに伴い住民同士のつながりが弱くなってきていることが見受けられることから、自治会などを基盤とした地域コミュニティの形成が急務であります。その自治会の会員加入率が向上しないことが大きな課題であると考えております。

次に、地域生活向上並びに課題の解決に当たっての地域自治の現状と課題についてであります。価値観やライフスタイルの多様化により近所づき合いが希薄化し、住んでいる地域への関心も薄れているのが現状であると認識しております。また、防災や防犯など、もしものときの地域ぐるみでの備えや、高齢者や子供たちの見守りなど安全安心への対応を可能にする地域づくりなどが課題であると認識しております。

次に、自治会並びに地域にあるそのほかの組織との連携などについてであります。市内には青少年対策地区協議会や自治会を基盤とした防災組織、NPO、ボランティア組織などがありますので、さまざまな分野でおのおのの団体の皆様が連携されることも必要であると考えております。

次に、行政が取り組めることについてであります。地域の公共的、公益的活動を行う市民、文化・スポーツ団体、NPO、ボランティア団体、公益法人など、立場が異なるさまざまな主体がありますので、こうした皆様方と連携を図ることなども含め、情報収集等を行い、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、長期にわたり休職している職員の人数及び休職期間についてであります。職員の休職制度につきましては、公務災害等を除き90日までが病気休暇となり、90日を超えますと地方公務員法の分限処分であります。休職となります。分限処分としての休職者の人数であります。平成23年度が10人、平成24年度が10人、平成

25年度が8人、平成26年度が5人、平成27年度が9人であります。休職期間につきましては、平成27年度の9人の内訳で申し上げますが、90日未満が2人、90日以上180日未満が4人、180日以上1年未満が1人、1年が2人であります。

次に、長期休職者に対して市が負担している金額についてであります。分限処分による休職の場合は、1年間、給料及び地域手当等の80%が支払われます。市から給与の支給は1年間で終了し、1年を超えた場合はそれ以降の1年6カ月の間、市町村職員共済組合から傷病手当が支給されます。休職中の給与等の支払い額であります。仮に給料月額27万円の主事の職員が1年間休職となった場合、期末勤勉手当を含めて年額で約360万円を支給します。あわせて共済組合の負担金として、約63万円を市が負担いたします。

次に、現状の傾向についてであります。長期休職者につきましては、減少時期と増加時期を繰り返すという傾向があります。特にメンタルを原因とする場合、この傾向が顕著にあらわれていると考えております。

次に、市の対応と問題についてであります。休職者に対する対応として円滑な職場復帰ができるよう、職場復帰訓練実施要綱を定めております。要綱では、復帰訓練を希望する職員に対し、休職期間中に8週以内で訓練を行うものであります。また、問題としましては、近年、メンタルによる休職者が増加傾向にあり、その対策が重要であると認識しております。メンタルヘルスへの対応として、市ではストレスチェック、臨床心理士によるメンタルヘルス相談、精神科の産業医による面談などを実施しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○15番(和地仁美君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の自治会に関する再質問をさせていただきたいんですが、先ほど壇上で述べさせていただきましたように、自治会と行政は法的なつながりとか縛りというものはありません、各地域で自主的に組織しているにもかかわらず、例えば市のホームページなどを見ますと、自治会関連のページも結構ありまして、その中では市が、「ぜひ、あなたも自治会の一員になって、明るく住みやすい町をともに作りましょう。」というふう呼びかけるような内容が書かれていたかと思うと、違うページでは、「一人ひとりの力では出来ないことも、みんなで協力していけばできることがあります。そんな時、自治会は、力を発揮してくれるはずですよ。」と、ちょっと距離をとったような表現もありまして、ちょっとそのあたりを見ますと、行政運営に当たる際に、市が自治会は本当に必要不可欠な組織だと考えているのかが、ちょっと表現によって温度が違うものが幾つか並んでおりますので、そこら辺をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 温度が違うということでございますけど、市のほうでは地域社会形成の基盤となる自治会は、皆様方が住んでいる地域は御自分で住みよくしていただくというようなことを、活動していただいている任意の団体でございますけれども、やはり自治会のことを知らない方もいらっしゃいますので、やはり組織化されていない地域もございますし、あと組織化されているところでも入り方もわからないとか、そういう方もいらっしゃいますので、やはり市のほうでも自治会の皆様が持たれております知識とか、それから経験とか、あと組織力とか非常に期待しているものもございますので、そちらのほうをPRしていったらいいかと、やはり求めてる方もいらっしゃるかと思いますので、その辺は周知していかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○15番(和地仁美君) 市には任意団体というものが自治会以外にもさまざま、いわゆる組織化したり、コミュニティとして活躍いただいている団体があるんですが、自治会に関しては市のホームページで大分スペースを割いて呼びかけもしておりますし、ことしの3月19日にはイトーヨーカドーで自治会をPRするイベントを市が主催してやってるという事実がありますので、自治会を組織することというか、自治会の運営に関して何かしらの責任の一端というか、そういうものが市にあるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 自治会は、市にとっても必要不可欠であると考えてるところでございますけども、あくまでも任意の団体でございますから、自治会の運営等に関しまして市が、行政が介入することはできませんし、また責任の一端があるとは認識しておらないところでございます。市としましては、自治会活動に対しまして、地域の取り組みに関しまして協力を仰ぐことも多々ございますので、その支援として側面的に補助金も交付させていただいてるところでございますので、関係は非常に密であるということは認識をしてるところでございます。

以上です。

○15番(和地仁美君) 今定例会の一般質問で、他の議員の方からも自治会の補助金などについていろいろと、実態に沿ったふうに変えていくべきだというような御指摘も出てたところですけども、現在市は自治会に対する補助金として1世帯当たり年額160円、そのほか集会施設の維持管理に要する費用に対する補助、並びに集会施設に、それ自体に対する補助というものも出しているんですけども、そもそもこの補助金額、1世帯160円というものの根拠というものが、どうしてそれがはじき出されたのかというのがわかりませんし、また市が期待する自治会の役割に、協働のパートナーというお話もありましたけれども、その期待する役割に対してその金額というのは妥当だと考えていますか。

○市民生活課長(大法 努君) 1世帯当たり年額160円という根拠でございますが、まず世帯割になった時期であります。こちらは昭和57年に1世帯100円という金額が設定されました。それ以前は、自治会員1人当たり20円という補助形態になってございました。その際の算定根拠でございますが、昭和50年を起点といたしまして、自治会員1人当たりの補助金額20円に毎年消費者物価指数6%の上昇を見込んだものに、当時の東大和市の1世帯当たりの人数3.3人を乗じて算出したものでございます。今現在の1世帯当たりの補助金額は160円ですが、盛んな活動をされている自治会からは補助金の増額の要望といった話を承ったことが一応ございます。市の置かれてる財政状況も加味した中での設定であるため、市といたしましてはできる限りの支援をしているという認識でいるところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) この自治会、以前、私、自治会の加入率について取り上げさせていただいたときにも少し触れさせていただきましたが、自治会の歴史的な背景というか、戦後そうやって組織化する。戦時中は、いわゆる統括、国が国民をまとめたという形で、国の施策として町内会みたいなのがあって、戦後はそれは人が余り結束するとよくないということで解体させられながらも、やはり地域では人と人とのつながりが大切だということで、自然発生的になってきてという経緯がある中で、先ほど自治会というものの成り立ちが任意団体で、地域の者たちが自分たちの地域をよくしようということで立ち上がった団体にもかかわらず、補助を出すという形になってきたことには、何らかの今までの——先ほど金額が決まった経緯というのは御説明いただいたんですけども、そもそも自治会への補助制度が発足した理由というものがわかりましたら教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 一番当初は昭和47年、そちらだと今認識していますけども、そちら自治会員1人当たりという計算でしておりましたが、その当時は自治会への補助金制度が発足した理由といたしましては、市行政の補完的役割に対する意味合いがあったのではないかというふうに認識しております。時代の趨勢とともに、例えば広報紙、昔は新聞の折り込み、新聞の配布なども依頼していた時代があったということですが、そういったことが、新聞が、例えば広報紙が新聞折り込みになったという時代背景もあったということで、そういう現状に鑑みまして昭和57年にその補助金のあり方ということを再度内部で検討した結果、1世帯当たりというふうな算出方法に変えたというふうに認識しております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今いろいろさまざま市長答弁でも、自治会に期待している役割というものが、高齢者の見守りや地域の清掃などいろいろありましたけれども、市の役割を補完するという抽象的なところから、この補助金というところで、一足飛びですとなかなかイメージつきづらんですが、昔はいわゆる市報を配ってもらう、お手伝いを、具体的な業務を担ってもらう地域の組織としての補助金というところからスタートしたんだなということが、今の御答弁でわかりました。

今、時代が進んできて、さまざま求める役割や、もしくはできることということも変わってきていると思うんですけども、市は自治会だけに補助金を出しているのではなくて、さまざまな活動をしている任意団体にそれぞれ補助金を出していると思うんですけども、この会員数に乗じて金額を決めている補助金というのは、恐らく自治会への補助金だけだと思うんですね。どうして自治会だけ会員数に比例して補助金を交付することになったのか、教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど担当課長のほうから、補助金の経緯等、説明さしていただきましたけども、やはりその辺の報償的な意味もあって補助をさしていただいたんだと思うんですけども、その算定に当たって、やはり多くいらっしゃるところについては、活動もいっぱいしていただいているであろうから、人数に見合った分で開始したのではなかろうかと思ってるところでございます。他の団体ですと、一団体当たり年額幾らという定額で決めてやってるところがほとんどだと思いますけれども、近隣他市を見ましてもやはりこの世帯割とか人数割で補助を出してるところが多いかと思しますので、その辺の経緯はちょっとわかりませんが、やはり当市と同じようなところがあるのではなかろうかというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今さまざまな地域のコミュニティーの活性化の具体策として、自治会を主体とした目標がいろいろな計画に計上されておりますけれども、究極は多分、自治会加入率100%というところだと思うんですけども、その100%になった場合、補助金額は幾らになるのかと。今財政が苦しい状況の中で、目標を100%は究極、いいんだけれども、今の財政状況を考えると50%ぐらいにとどまってもらったほうが予算的にもいいななんて、まさか考えてとは思いませんが、とにかく100%になることが市の目指す、みんなでつくり上げるまちづくりというところの究極の目標だと思いますので、その全世帯100%加入率になったときの金額と、その金額で今現在の加入率では得られない効果ですね。要するに市民全員、どの世帯も自治会に入ったことで得られる効果というものが多分想定されてると思うんですけども、その効果と全世帯が加入したときに支払う今の1件160円というものの補助金の合計金額、100%になったときの効果というものを照らし合わせたときに、どのようなバランスというか、効果を考えてらっしゃるのか教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） あくまで自治会加入自体は強制されるものじゃなく、個人の意思によるものだ

ということが前提だと思われますけれども、例えば市と地域住民とのコミュニケーションを図りたい場合など、自治会がとても有効な地域組織であるということを考えると、確かに議員がおっしゃるように自治会加入100%と、加入率100%であること、全市民が自治会に加入していることが望ましいことであり、有用であるということが推測されます。市内の全世帯の皆様が自治会に加入されたことといたしまして、仮に世帯割分のみの補助金額を試算いたしますと、平成28年5月1日現在3万8,169世帯ございます。それに1世帯当たりの単価160円を掛けますと610万7,040円となります。現在の平成27年の実績で、世帯割分のみの金額が208万7,200円になってございます。その差額が約400万円になります。得られる効果、費用対効果といたしましては、例えば顔の見える関係を礎に、日ごろから子供や高齢者を見守り、支え合う共助の気持ちが自然と育まれ、災害時など緊急時においても各地域で迅速な連携を図ることができるのではないかと。また、会員数が多いことから、住民一人一人の立場や状況の違いを認め合う気持ちが醸成され、自主的で無理のない範囲で活動に参加できる雰囲気も生まれ、無理なく若者を初めとする新たな担い手が生まれ、持続可能なコミュニティーを確立することができるのではないかと。そのような効果が得られるのではないかと推測いたします。もしこのような効果が十分に図られ、地域の発展に寄与するものであれば、費用対効果が大きいのではないかと認識してございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 確かにおっしゃる効果というものは、特に災害などが起きた場合は、そういった地域のつながりというものが非常に注目されますので予想はできるんですけども、ただそういうようなことがマスコミなどでも取り上げられているにもかかわらず、加入率が上がらないということが問題としておりますよね。行政には責任はない組織なんだけれども、それを問題として目標値を掲げているという状態があるんですけども、自治会長会議など自治会を実際に運営してらっしゃる方たちと意見交換をする場などがあると思っておりますけれども、そういった自治会関係者の間で挙げられている加入率の低下、もしくは加入してくださいと新たに転居されてきた方に言っても、なかなか加入してもらえないという原因について御意見が出てるとは思いますが、どんなようなことを原因だと考えてらっしゃるか、把握していたら教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） そういった場では、やはり地域住民の地域で行われていることへの関心の希薄化、それから若い世帯、ファミリー世帯がふえているという現状がありますけど、そういった皆様がなかなか地域のことに、皆様方がいろいろ防犯活動や公園の清掃、そういったことをやっておりますけれども、なかなかそういうことに関心が向かないということが現状にあるということで、自治会の皆様、若年層の方への働きかけをもうちょっとしなければならぬということは、よく耳にしておるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今出ていた、いわゆる実際、自治会にかかわって活動されてる方の意見に加えて、行政側で考えている加入率が低下している、もしくは加入してもらえないという原因は何か、追加であれば教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど来、市長も含めまして、市長も住民、住んでる方の地域の関心が希薄化しているということが大きな原因かなとは思っているところでございます。それから、昨年、平成27年度に自治会のない地域に職員のほうで戸別訪問したこともございます。その際に伺ったところから、長年、不自由なく生活しておるんで、必要性はないと思ってる方もいらっしゃるというところでございます。ただ、ことしの1月から、28年1月から2月にかけて、内閣府が全国に社会意識に関する世論調査というのを行ったのがここで

出てたんですけども、それで聞いてたのが、社会の一員として何か社会のために役立ちたいかと言いますと、65%の人が役立ちたい。じゃ何をしたいんだと言うと、町内会等の地域活動に3分の1の方がかかわりたい。それから、4分の1の方が自主防災組織とか災害援助活動にも興味があるよというような回答もいただいておりますので、当市においてもこの数字はほとんど近いのではないかなと思われまので、その辺もPRしていくというのものもあるんだなというところはあるかと思っておりますので、それは自治会を突破口でなくてもいいのかなと思っておりますので、自治会でこうやってるというのは、自治会をPRするのではなくて、違うツールからいってもいいのかなというところも、やはり考えてるところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今、自治会空白地域の方を戸別訪問して、自治会に入らなくても長年不自由なく暮らしてるという、そういうコメントが出たというのは多分現実だと思うんですけども。とはいえ、最初に壇上でも述べさせていただきましたが、自治会の加入率の向上というものを計画の中に盛り込んでいるという部分がありますので、そのギャップをやはり埋めていくということをや、根本的というか、具体的に取りかかれないと、やはり目標はもうやめますということであればいいんですけども、目標に掲げているので、やはり何かしら対策を打たなければならないと思うんですけども。よく私が入ってる自治会の方からも聞くんですが、自治会に加入しませんか、うちの自治会は年会費1,000円なんですけれども、1,000円払って何が得があるんだと、どんなメリットがあるのかって言われると、顔がつながるとか、いわゆる抽象的なのとか、具体的な何々が買えますとか何々がもらえますというわけではないので、この地域づくりに対しての抽象的なことしか説明ができず、何かそれに意味があるのでもう一回突っ込まれちゃうと、次の言葉が出てこないというのが現実なところであるんですけども、ちょっと逆さまの発想で、自治会がなくなっちゃったら困ることであるのかなって。自治会がなくなっちゃったら困ることが、逆に言ったら自治会がある存在意義であったり、加入するメリットだという形で考えられると思うんですけども、自治会がなくなったら困ることって行政としてはどんなことを考えているでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） メリットではなく、デメリットで考えたらいいのかななんて思っておりますので、やはり地域での防犯、防災等の活動を組織的にやっていただくことができなくなるのかなというのが、1番かなと思っております。やはり共助の精神といいますか、その辺をやはり育てていただくのも、ふだんの練習とか訓練とかも、事実、本番のときに役に立つのではないかなと思っておりますけど、そのような組織立ってやっていただくところがなくなってしまうと、市のほうは個人相手にやらなければならない。「皆さん、集まってください」って言うと、本当その地域の特性とかに合った、こちらから投げかけとかができなくなってしまうのかなというところがあるかと思っております。

それから、地域から上がってくる御意見とか御要望というのは、最近の自治会長会議、それからおとしからやってるマンションの管理組合の理事長会議におきまして、やはり市から一方的に、過去はですけども、数年前までは市からの一方的な報告とかで2時間で終わってしまいましたけど、現在は半分以上は皆様方からの御質問とか情報共有する等の時間に当ててるところでございます。そうすると、例えば新しいマンションさんでも、「こういうことはどうやってるの」と言うのと、そこでつながりができるかというところもございまして、今マンションですと非常にセキュリティーが大変ですので、いきなり伺ってもなかなかコンタクトがとれないのかなと思うところもございまして、そういうような会議を通じまして横のつながり等ができてくるのかなと。そういうところだけでもメリットというふうに認識していただければ、我々も張り合いがあるのかな

と思っておりますので、ちょっとまとまりつかないところでございます。そんなふうに通じてるところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 先ほど自治会の空白地域の方からの御意見で、長年、自治会がなくても全く生活に困らないという御意見があったと思うんですけども、逆に言うと私たち市民が、例えば回覧板で知る情報であったりとか、自治会の行事に参加することで得る情報であったりとか、そういうものとか、あと地域の見守りとか、そういった防犯とか防災の訓練というものが、ここはなくても、空白地域の方がなくても困らないって感じてしまっているということに対して、何かしらのイメージしやすい説明というのものも、行政が求めている役割を知ってもらう上で、伝えていくということが必要なのかなって思います。

先ほどマンションの管理組合を、自治会としても機能させてるマンションもふえてるって話もありましたけれども、実際、都心のほうでもマンションのほうで、管理組合とは別に、オーナーさんがもう出てしまって、賃貸で貸してる分譲のマンションもありますので、その賃貸で借りてる人は管理組合にはオーナーさんが入ってるので、つながりが持てないということで、いわゆるマンション全体を自治会として機能させて、全員の意見として行政に伝えていくほうが効率がいいということで、いつか廃れていた自治会活動というのものも、そのマンションを中心に盛んになっているという報道も読んだことがあります。

マンションの場合は、管理組合という同じ資産を一緒に管理していくという、その利害関係がはっきりしている中での横のつながりがスタートですので、いわゆるステークホルダーとして全員ががちっと、そこを何という組織の活動にしていくかというのを変更するだけだと思いますが、やっぱり普通の戸建てやアパートに住んでいる地域の人たちに対して、その地域、安心安全な地域づくりのステークホルダーとして、行政と市民と自治会がつながっているんだということを、加入されていない方たちにもお知らせするような工夫をしないと、単に数字だけを上げることが目標じゃなくて、多分コミュニティーをつくりたいというのが行政の目標だと思いますので、数字を追うばかりではなく、その根本的なところから取り組んでいただけたらなというふうに思います。

それで、そもそも論なんですけども、先ほどいろいろ価値観が変わったり、地域への関心が希薄化してるという御答弁ありましたけれども、自治会というのはコミュニティーづくりの一つのツールだという考え方に立ち返った場合、市民が地域のコミュニティーにつながりを持つ手段として、自治会以外にもあると思うんですけども、市が把握している地域とのコミュニティーにつながる手段という団体などはあるでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 現在、高齢者の見守りや防犯活動などを通じまして、地域の安全安心に力を注がれておられる自治会、お祭りなど親睦活動を通じて地域のつながりを保たれている自治会も多くあります。ただし、自治会の皆様がどれだけ頑張ったといたしましても、加入率の向上に結びつかないこともあり、自治会組織の維持に苦労されているというお話を、会長初め役員の方々からお伺いしております。市民が地域コミュニティーにつながる手段といたしましては、自治会以外に、例えば子供会、それからPTA、青少年対策地区協議会、民生委員・児童委員、それから老人クラブ、ボランティア団体など、そういった団体があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時52分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（中間建二君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 休憩中に開催いたしました議会運営委員会の協議内容について御報告を申し上げます。

本定例会の会議録署名議員であります中間建二議員が、本日の午後、議長職につくことに伴い、会議録署名議員の追加指名を議事日程第4号追加の1として、本日の議事日程に追加することといたしました。

なお、指名する議員は、議長発議で行うことといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

---

○副議長（中間建二君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程に会議録署名議員の追加指名を追加し、直ちに指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

#### 議事日程第4号追加の1 会議録署名議員の追加指名

○副議長（中間建二君） 議事日程第4号追加の1 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員として、19番 東口正美議員を追加指名いたします。

---

○副議長（中間建二君） それでは、引き続き和地仁美議員の一般質問を行います。

○15番（和地仁美君） 午前中に引き続き再質問、自治会関係を続けさせていただきます。

午前中、最後の御答弁、質問は地域コミュニティーに市民がつながる手段として、自治会以外にどのような方法があるかということに対して、自治会以外にも、子供会、PTA、青少年対策地区協議会、民生児童委員、老人クラブ、ボランティア団体などがあるという御答弁だったと思います。午前中のときに、午前中に自治会がなかったら困ることは何かという逆転の発想で、逆に自治会の必要性や存在意義というものがあるのではないかと述べていただきましたが、自治会の加入率を上げるということをさまざまな目標に設定していることは、単に加入率を上げるという数字合わせではないですけれども、それが行政の目指しているところではないと思います。

地域のコミュニティーの活性化、あとつながりをつくっていくことによって、安心安全な地域を、地域住民の力、あとそこに住んでる人の知恵でつくり上げたいという本質的な目的の達成のために、一つのやり方として、今ある自治会の加入率を上げたいという、既存のものを活用したという言い方ですけれども、そこに縛られたという中での発想かなというふうに思いますが、市長答弁でもありましたけれども、価値観が変

わったり、いろいろ家族形態が変わったりという中で、その本来的な目的を達成するために、ちょっともう一度、一から考え直して、自治会ありきというわけではなく、自治会も生かしながらでもいいですけども、新たな手法というのを模索していただければと思います。

それで、先ほど言っていたさまざまなコミュニティーにつながる手段ということで、例えば若い世代の方が自治会に入りづらいということなどは、PTAはお子さんのいる御家庭は皆さん入ってらっしゃいますので、そこを上手につないでいくとか、そういった今ある既存の地域コミュニティーを連携させることで、大きな地域のコミュニティーを形成していくというようなことを、今までその可能性など検討したことがあるか教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 自治会の加入率低下の根本的な問題解決を図るためには、自治会単独で立ち向かって解決できないこと、それからまたほかの団体に、先ほどのPTAや青少年対策地区協議会、そういったほかの団体においても、同様にそれぞれで抱えている問題などがあると思われます。そういった組織との連携が、おのおの団体の課題の解決につながる選択肢の一つであると考えております。ある意味、そういった第三者の新たな新鮮な視点で、各団体へお互いに意見を交わすことは、地域の課題解決に向けての大変意義のあることだと認識しております。そのような連携を実践している自治体の研究、また東大和市にそういった事例が取り込めるのか、市内にある各団体の形態や実情、相違などを加味した上で今後の検討になるかと思われますけども、調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） このような地域コミュニティーが特になかなか活性化しないということは、当市だけの問題ではなく日本全国、特に都心部というか、山合いの集落などよりもちょっと希薄になったりしているということで、安心安全が保たれず、さまざま近所に住んでいたけど、顔を知らないということなどで事件など起きたり、いろんな問題が起きてくることは当市に限ったことではないと思います。また、高齢化、それから自然災害などの際での地域のきずなというか、つながりが非常に有効であるということもわかっている中で、今年度、国の措置として地域運営組織のために特別に500億円程度の枠組みが組まれて、地域の地域運営組織という名前ですけども、自治会やPTAとか、もしくはNPO、さまざまなその地域にかかわるグループというか、団体の連携で地域運営を進めていくために、国のほうも500億円という枠を予算でとって、それを後押しすると。地域の運営で一番問題になってるのは、やはりいろんな活動をしたいけども、財政面できついというようなことで、人に負担がかかったりということがあられるようですので、そこをバックアップすると。ただ、その申請はやっぱり市が窓口になってますので、やはり何もないところから地域住民だけで何かやってくださいというよりも、最初は市がリードして、国のほうでは事例としては、小学校区でいろいろな、避難所の関係もあると思いますけども、活動するのが基本的な枠組みということで資料、出てますので、このようなことも研究していただいて、やっていただきたいなというふうに思います。

それで、ことしになって市のほうで、この「自治会・地域コミュニティ活動の紹介」という三つ折りの資料をつくられてると思うんですけども、先ほど言った地域運営組織の形成もしていただきたいんですが、その前提として、ここに載っている自治会活動の親睦活動、街を守る活動、街の美化活動・広報活動って大きく3種類、載ってるんですが、先ほど来、市が自治会に期待しているお願いしたいと思っている活動は、この3つ全てということよろしいですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、和地議員が御紹介していただいたリーフレットは、ことしの3月に地域

コミュニティーのイベントを、市内の大型商業施設で行ったときに合わせて作成したものでございます。こちらのほうも御来場になった方にもさしあげたところでございますけれども、重立ったというところで今御紹介があった3つの活動ですね、まあ4つになるんでしょうかね、美化とか広報活動でございますので、その辺をまず大きなところでは各自治会がなさってる——活動されてることは大きなところはそういうところがございますので、そういうところに目を向けていただければ、加入につながるのではないかなというような思いで作成したところがございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 突然話が飛んでるように感じられてるかもしれませんがけれども、先ほど言っていた地域運営組織をやる、もし仮に立ち上げるとしても、この自治会の主な活動の中で、恐らく市が期待していること、そして地域のためにもなるウイン・ウインのものというのは、まちを守る活動とまちの美化と広報、これを全部、もし地域にお願いしないで行政がやった場合は、全てそこにも経費がかかってきますけれども、なおかつ地域がわからない、そういう中でやはり自治会と連携してやっていくほうが効果も効率もよいという部分はここだと思っております。

最初のほうで質問させていただいた自治会費、昔は市報を配布することに対して40円、今160円になった経緯も聞きましたけれども、その160円は何を期待していて、何をすることで生きてくるのかというのが、何となくいいことですよみたいなものに、ちょっとわからない値段がついてるみたいになると、やはり入る意義を説明したり、入った方たちも自分たちがどこを担うんだということが不明確になってしまって、やはりある一定の方に負担がいつてしまったり、新しい加入につながらないと思いますので、今後で構いませんので、この地域運営組織なども横のつながりでいろんな世代の方や、いろんな方をつなげていく中でも、その地域運営組織なり、自治会なりに、ここまではお願いするということは基本的な地域の自治の運営であって、その上の親睦活動とか、なおいっばいやっていて、いろんなことを積極的にやっていただくところには、他の議員の質問の中にもありましたけど、要するに補助というかが二段構えになるというか、ここの地域の防災、安全というのはやっぱりそこは基本的に役割として担っていただいて、その上の顔が見えるとか、もうちょっと発展したもの、お祭りをやるとか、そこはまた違ったことというような感じに二段構えにすると、もしかして緩くつながりたいという世代の方については、そこは担うから、これで補助が出るから、そこは例えば防災訓練だけ出ますとか、そういうようなおつき合いがあってという形で、緩い、今の時代やニーズに合った形のつながりをちょっと研究していただいて、もしかしたら自治会という名前が入りづらいんだったら、何か新しい名前前でイメージを変えてもいいですので、子供の成績もテストの点数だけじゃなくて、本当に実のなる知識をつけるということと同じで、自治会の加入率という数字を追うのではなく、本来の目的の地域コミュニティーの活性化ということが現実的なものになるように、ぜひ研究を重ねていただき、この国の補助金も活用できるようであれば、積極的に活用していただければなというふうに思います。

以上で、自治会についての質問を終わらせていただきます。

次に、2点目なんですけれども、長期休職をしている職員への対応についてということで、少し確認をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの午前中の市長答弁でも、長期休暇の規定などについて概略を御答弁いただいておりますけれども、再度で申しわけありませんが、詳細を改めて説明していただければと思います。

○職員課長（原島真二君） 疾病等によります長期休暇の規定についてでございますけれども、先ほどの市長答弁

にもございましたが、最初の90日間は病気休暇となります。病気休暇は有給の扱いとなります。91日目以降、分限処分の休職となりまして、1年の間、給与の80%が支給されます。なお、期末手当につきましては80%の支給となりますけれども、勤勉手当につきましては一定期間後、支給がなくなると、このような制度となっております。

以上です。

○15番（和地仁美君） 90日間、病気休暇、その後、91日目から1年の間は80%の給与などが支払われるということですが、その期間も超えてしまったその後がという形になった場合は、どういうふうな対応になるのか、また完治できない、もしくは業務に復帰できるほどの状態にはなれないという場合の復帰できない場合の対応について教えてください。

○職員課長（原島真二君） 休職1年を過ぎますと、給与等の支給はなくなってしまいます。そのかわりに、市町村職員共済組合から傷病手当金というのが1年6カ月の間、支給されることとなります。その後の半年間は、何も支給されないということになりまして、休職3年を超えて復職できない場合につきましては、退職となるということになります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 休職1年を過ぎると給与などの支給がなくなり、市町村共済組合から傷病手当金が1年6カ月の間、支給ということですが、これも先ほどのいわゆる休職期間の給与、1年目ですか——の給与などの80%と同等額であるのかどうか。それから、市町村共済組合には、市から何らかの補助というか、そういうものが支払われてるかないか教えてください。

○職員課長（原島真二君） 傷病手当金につきましては、根拠が標準報酬月額を根拠としまして、これを基本的に22で割った額を標準報酬日額として、この額の3分の2を日額として積算をいたしますので、大体給与総額の67%ぐらいになるのかなという計算になります。

そのほかに給与が出てない期間につきましても、共済の負担金は使用者としてのお金が生じるものですから、その部分についてお金がかかるということになりまして、また場合によりましては、休職者が出た場合には代替職員を、臨時職員等を置くこともありまして、その場合には、配置した場合にはその経費が出ます。一般事務の臨時職員を、例えば12カ月間雇用したとしますと、週の勤務時間を28時間と計算しますと、1年間で122万円ほどの賃金が必要となるということになります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今、臨時職員の方でフォローするところまで御答弁いただいたんですけど、先ほどの市長答弁では給料月額27万円の主事の職員の方を例に計算をされていたかと思うんですけども、期末勤勉手当を含めて年額で約360万円の支給、このほか共済組合の負担金として約63万円ということですので、市長の御答弁の中の合計は約423万円ということになるのかなと思いますけれども、それに先ほど、もし臨時職員、代替職員って言えばいいんでしょうかね——の臨時職員の方、週28時間、1年間雇用した場合は、その臨時職員の方の約122万円の賃金が必要ということですので、じゃ全てトータルすると、今言っていた月額27万円の主事の職員が1年間休職した際に、市が負担する金額というのは545万円という計算でよろしいんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 計算の上ではそうなりますが、臨時職員を雇用するのが休職期間とイコールになかなかならないというのがございまして。といいますのは、復帰するのが、間もなく復帰するというような可能

性がある場合には、臨時職員を雇用しないで対応することもありますので、あくまで計算上で最大限、そのような臨時職員の雇用をした場合には、先ほど言った450万円ほどがかかるということになります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 同じ休職期間と臨時職員の雇用の期間が全くイコールということは、基本的にはないと思いますので、ただ考え方としては、そういう考え方で計算ができるということを理解しました。

市長答弁の中で、平成23年度は10人の休職者がいたというような御答弁で、各年度でお答えいただいていると思うんですけども、よくそのほかの資料などでも見せていただいた場合、その年度ごとの人数というのは来るんですけども、年度をまたいで休職をされる方というのも、私はいらっしゃるのかなって思うんですけども、例えば平成27年度の内訳では1年の休職の方が2人ということでしたけども、この人は、このお二人については、平成27年の前の26年度から年をまたいでいるのか、もしくは27年から28年にかけて年をまたいで1年以上休職しているのかということが、市の資料では今までよく、各年度で切られちゃってるのでわからないんですけども、それを知りたいというよりも、市のマネジメント側でお一人の方が年度で頭数で、マネジメントの層の方が把握してるんじゃないかと、名前までわかってるのかもしれませんが、どれぐらい休んでるんだという、その1人を追いかける期間というもののはちゃんと把握されているのでしょうか。もし、差し支えなければ、例えば27年度に1年間の休職した方がまたいでいるのか、またいでないのかということも教えていただければと思います。

○職員課長（原島真二君） 済みません、先ほどの答弁の中で、1年間にかかる経費、本人への支払い、共済組合、あるいは臨時職員を合計した金額は「450万円」と申し上げてしまいましたけども、「545万円」ですね。失礼いたしました。

今御質問がありました平成27年度、1年間休職した2人についての状況ということでもありますけども、1名につきましては平成27年度当初から、たまたま当初から休職となったものでありまして、もう1名はそれ以前から継続しての休職ということになっております。

また、職員一人一人の病気休暇期間でありますとか休職期間につきましては、特に休職は発令を伴いますものですから、資料としては全て個人ごとに把握をしております。この休暇の期間というのが、非常に年度で見ると、あるポイントで見るとということ、いろんなとり方がございますけども、統計上はどうしても年度でとってることがありますので、ちょっと一部わかりにくいところもありますけども、ほとんどの場合にはその年度で何人かがというようなことで、御報告をさせていただいております。

以上です。

○15番（和地仁美君） 済みません、じゃその年度で、統計というか数字を把握しているということであると、例えば4月、年度頭からお休み、90日を超えて休職に入られて、その後、1回、出てこられて、もう一度休職という形になった場合は、頭数は2つみたいな捉え方になるわけですか、人数。

○職員課長（原島真二君） 同じ者の場合には、合計した期間としますので2人分とは数えません。

以上です。

○15番（和地仁美君） 一人一人の期間と、また年度では、数字を何か比較検討するときには年度で区切ってやらなきゃいけないという御答弁だったと思うんですけども、ではその各年度で休職者に対する——先ほど月額27万円の主事の例で基本的な計算の考え方は教えていただいたんですけども、実際の各年度でそんな計算どおりいかない部分や、イレギュラーもある中で、休職者に対する市の負担額合計というものは、必ずど

こかで把握するというような仕組みというか、毎年どこかできちんと把握するというような状況になっているんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 毎年度、休職者に支払った経費を別枠で集計してるということはないんですが、例えば平成26年度と27年度の状況について申し上げますと、平成26年度は5人の休職者の方がおりまして、給料及び各種手当の合計金額については298万円、共済費につきましては365万円、これ共済費のほうが多いというのは、給与等を払わなくても共済費、使用者の負担が出ますので、こういう場合も、事象も発生するということがございます。また、平成27年度におきましては9人の休職者に対しまして、給料及び各種手当の合計額が1,630万円、共済費は475万円がかかったというようなことがわかっております。

以上です。

○15番（和地仁美君） その年、その年で状況は変わると思うので、毎年こうだというトレンドもないのかもしれないんですけど、少なくとも今の御答弁でいいますと、平成27年度に関しては2,000万円以上、休職者の方に費用は負担しているという形になると思います。市の今の財政状況を見ると、この2,000万円というものは決して小さい額ではないかなというふうには思うんですが、それが多、少ないとか、休んだ方がどうだこうだということを言いたいのではなくて、市のほうのマネジメントとして、これ毎年、何でこのように数字をきちんと把握するような仕組みになってないんでしょうか。それは1度も検討された——人数は出るということで、今、例として平成26年と27年については数字を御披露いただいたと思うんですけども、それを披露するしないということについては、そんなに必要性はないかもしれませんが、このマネジメント、市の経営を預かっているマネジメントをする、今ここに座ってらっしゃる皆さんが、その数字を把握するということは、私はいち必要なことだと思うんですが、その話というか、検討はされたことはないんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 先ほど職員課長のほうからは、統計的なものとはってないというような御答弁申し上げましたけれども、形としては、この部分は今、和地議員がおっしゃるように、休職者の方等の給与、これは別枠で統計はとってるというところでございます。ただ、発表等をしてるというわけではございません。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 多分、御自分が管理されている職場に、そういう方がいらっしゃったりすると、やっぱり自分が持っている部や課のところで具体的な問題として対峙をして、解決しなきゃいけないというのは皆さん同じだと思うんですけども、やはり市の幹部のマネジメントのトップのほうにいる方は、そうじゃなくて全体としての問題意識を持つときに、人数ということも一つのファクターですけども、それだけの市の貴重な財源を使っているんだということを把握することで、事の重大性の物差しも変わってきますし、そうならないためにどうしたらいいだろう、自分の課にはそういう人はいないけれども、これは市の経営として大きな問題だと、未然に防ぐにはどうしたらいいだろうという視点に立つためには、やはり頭数ではなくて金額でも把握をすると。それで病気になった方を責めるとか、そういうことではなく、経営の基本的な指標として、それは何かの機会に年に一度ぐらいは問題意識を持って把握していただくようなことをお願いしたいと思います。これは要望です。

ちょっと話は変わるんですけども、公務災害ではない疾病について、労働基準法では特に定めはないと思います。民間企業の場合は、各社の就業規則の中で、さまざま病気休暇などの休職について取り決めをしていると思うんですけども、一般的な民間企業では休職期間イコール雇用保障期間、要するに病気になっちゃったけれども、まだ雇用して、また復帰を待っているよという期間については、多くの企業、これはほとんど、

多くの企業というか大体の企業はやっていることは、勤続年数、それから勤続要件を加味して設定されています。

例えばあるシンクタンクの調査では、勤続1年の場合は平均15.9カ月ぐらいは、その雇用を保障しますよと。だけれども、勤続10年で、こんなに会社に貢献してくれた人が、たまたま病気になっちゃった。今までの貢献度を考えると24.8カ月休職して、また復帰を待ってますよというように、言ってしまえば今までの勤続年数イコール、その会社への貢献度に応じて、やはり仲間意識とかそういうところで、その保障期間というものを上下していると思うんですけども、例えば市の場合は、ことし入社した、例えば1年目の人がたまたま病気になっちゃったといった場合も、10年以上、十何年頑張ってくれた非常に貢献してくれた方が病気になった方も、全く同じ条件で休職という形になるんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 休職できる期間につきまして、特に勤続年数により休職期間の差を設けていないというのが実情でございます。市の分限処分にかかわるこの規定につきましては、国や東京都に準じる形で定めておりまして、他市におきましても類似の対応となっているという状況でございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 他市も類似で、東京都などに準じてるというんですけども、さすがに1年目、2年目というところでいうと、身体的な病気であつたらちょっとそれは一概に要因はいえませんが、もしかして仕事が合わないという上での——ちょっとなかなか仕事に足が向かなくなってきたみたいな場合は、私は採用のミスだというふうには思いますが、思いますが、これはどうなのでしょう。行政というか、市のほうでは、この勤続年数などに応じて変化をつけるということ自体はできないんでしょうか。それとも、ただ東京都に準じてるだけで、検討すればできることなのかどうなのか教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 基準ということに関しましては、こちらにつきましては条例等で、市のほうで変えることは可能だというふうに思います。ただ、先ほど担当課長のほうからもお話がありましたとおり、一方で地方自治法にも決まりがありまして、給与以外の勤務条件等に関するの均衡の原則というのがございまして、東京都ですとかが、そういった形をとってるということで、ほとんどが準拠してるというような形をとってるということでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 当市のいろいろなそういった職員の皆様にかかわるところの規定などは、やっぱり東京都に準じているというものがほとんどだと思うんですけども、東京都が何かを先んじてリードしてやっていただく後でやるということは、一つ大きな理由もあるので、やりやすいということもあるかもしれませんが、やはりいろいろなところで市民の感覚であったり、地方自治体に求められていることであったりというものが変化している中で、先んじて実現するということができれば、またそれは一つ、うちの市の特徴になるかもしれませんが、そこまでしなくてもやはり市民の納得感とか、やはり市民の皆さん、ほとんど民間企業に勤めている中での——そういった中で勤務をされてますので、その納得性というものもひとつ研究をしていただいて、そういった市民のほうの感覚でいうと、やはり1年目の人も10年目の人も同じというのは、ちょっとなかなか、やっぱり公務員は違うんだなって言われてしまう部分になると思いますので、研究していただければと思います。

実際には、公務員の皆さんの仕事というものは、私も議員になってより皆さんのお仕事を理解して、本当に大変な仕事だなと。民間企業の仕事と比較しても、よく公務員はということを使う方はいますけど、実際には

本当に大変なお仕事をされているということは、私も十分理解しておりますが、一方でやっぱり近年、雇用情勢がちょっと不安定化している中で、当市に応募している応募者数を見れば、やはり公務員の方に対する人気というものが高まっていて、それは全員が全員、さまざまな動機があつて御応募されてると思いますけれども、やはりなかなか公務員の皆さんの仕事が見えないから、その安定性というところだけにフォーカスして、応募されてくるという方がいることも一方で事実だと思います。それを上手に面接をして、よりそういった安定性ではなく、チャレンジ精神を持った方を採用するということは、やっただいていいるとは思いますが、いかにせんそういったイメージの中で応募してこられる方がいるということについては、やはり安定性、雇用面、先ほどの1年目で病気になっても雇用が維持されるというようなことなどについては、見方によっては民間企業に勤めるよりは安定性があると思います。そういった中でも、やはり雇用を維持するときに、民間企業は自分たちで稼いだお金を財源とするので、それをどうやって仲間を維持するかは、使うことは自由だと思いますが、行政の場合は市民の皆様にご負担いただいている税金というものを原資にして、退職者の皆様の雇用を維持するという大きな根本の違いがある中で、どうしても退職しなきゃならなかった職員の方に対しては、どのような対応というのをマネジメントのほうではされているのか、どういうふうな対応というか、連絡をとるなり面談をするなりという対応をされてるのか教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 病気退職者に対するマネジメントというものの一環だと思いますけれども、まず実際に病気退職者、休んでる方に関しましては、早期復職のために療養に専念させるというのが現状でございます。ただ、今御質問者お話ありましたとおり、マネジメントということもありますので、状況の把握という意味で定期的に連絡をとっているというところでございます。具体的には電話、もしくはお住まいの近くに向いて、状況等の確認をさせていただいているというふうな状況でございます。

今るお話があつた中で、マネジメントという意味での責任的な問題でございますけれども、管理者に対するマネジメント上の責任ということにつきまして、退職者が特にメンタルを理由とした退職の場合には、仕事ですとか私生活、それから性格、そういった複合的要因によることが多いという一面もございますので、一概に職場の管理監督者に人事管理の責任を問うというのも、なかなか難しいかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 地方公務員法の第30条のサービスの根本基準という条があると思うんですけれども、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」っていうものが、公務員法第30条で言われてるんですけれども、この条文と照らし合わせた場合、身体的なトラブルで、これを守れない状況にはなりつつも、これが根本にあるんだということ考えた場合、先ほど御答弁いただいた現在の東京都に準じた形の長期退職者への対応は妥当であり、市民の納得を得られる対応であるというふうにお考えか、市のお考えを教えてくださいたいんですけども。

○副市長（小島昇公君） いろいろ御質疑いただいた中で、やはり税金でというところは強く認識をしているつもりでございます。そして、私ども職員が市民の皆さんにお返しができるのは、やはりその職務でお返しするということだというふうに、職員全員が同じ考えを持って仕事に専念をさせていただいております。ですから、採用するときも、今御質疑のありましたように公務員は安定してると、潰れないだろうというところを、非常にやはり皆さん、公務員のよさとして認識してるのは事実でございますが、過去においての公務員という皆さんがお持ちの印象と、現状の仕事を取り巻く状況というのは、はっきり言って一変しているというふうに思っ

ておりますので、面接の際にもそういうお話をさせていただいております。

ただ、採用した職員を期間で、早く退職してくださいよという考えではなくて、極力ストレスを小出しにして、身体の一精神的な病にならないような努力もしますし、やはり一日も早く復帰をして、仕事で市民の皆さんにお返しができるというのを、私どもは第一義的に考えてるということでございます。そして、今お話のございました勤務年数や何かによって、同一が本当にいいのか、差をつけるべきじゃないかというようなことにつきましては、すぐ結論を出すわけにはいきませんので、やはり民間準拠というところもありますし、東京都や国との協調を保つということも、あわせて検討を交わしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今はさまざまな職場で、いわゆるメンタル的なところで休職になる方々も、別に市役所だけではなくて、いろんなところで非常にふえているということは報道などでもありますけれども、体にしろメンタルにしろ、ぐあいが悪くなった本人が一番つらいと思います。それをカバーする同じ職場の方も、やはり負担がくる。それで、臨時職員の方が来て、何とか回していくという規定で、それに対してマネジメントの人たちがよほどの問題意識を持っているということが、休んでる方への思いやりと、それを問題だと思ってるのが同じぐらいに伝わっていかないと、何となく大丈夫なんだみたいな、ちょっとうまく言えないんですけども、いい意味での緊張感とか組織風土とか、それからやはり自分たちの——先ほど地方公務員法第30条の話させていただきましても、本来的な公務員の職責について、やはりいつも考えながらいろんなことに当たる。マネジメントの人は問題が起きないほうが経費的にも風土的にも、いろんな面で本人のためにもいいというようなところをよくやっぱり考えて、それで対応しているという前提があって、初めて市民の納得感を得られると思いますので、具体的な対応策というのはすぐには出てこないと思いますが、まずは先ほど言ったその金額を把握していただくであるとか、全体で問題を共有していただくというようなところから、対応していただければなというふうに思います。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（中間建二君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成28年第2回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

初めに、熊本県、大分県を震源とする平成28年熊本地震によりお亡くなりになられた方々、御家族、関係者の方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地では、震度1以上の地震が1,600回を上回り、いまだ余震により多くの方々が不安な日々を過ごされていることに胸を締めつけられる思いです。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

2011年、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、その5年後の2016年、平成28年4月14日に発生し、現在も体を感じる揺れが続いている熊本地震など、比較的短い周期で大地震発生が続く状況の中で、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下型地震の発生する確率が70%の予測を鑑み、いつ起こるかわからない地震への災害対策の強化が最重要課題ではないかと改めて認識いたしました。

そこで、熊本地震の発生以降、私どもの会派に寄せられました市民の皆様からのお問い合わせ、御意見などを踏まえ、市の安全安心のまちづくりにおける災害減災の取り組みについてお伺いいたします。

第1に、公共施設の耐震化について。

ア、現状及び対応は。

イ、耐震性・耐震強度の状況及び非構造部材の耐震対策は。

ウ、今後の課題は。

第2に、避難所の整備について。

ア、防災計画で想定されている避難者数などを見直す考えは。

イ、避難所駐車場などにおける車中泊への対応は。

ウ、避難所体験訓練の状況及び避難所管理運営マニュアルの活用は。

エ、防災機能の充実は。

オ、災害時のペット対策は。

カ、今後の課題は。

第3に、備蓄品について。

ア、備蓄コンテナの設置状況及び備蓄品の整備拡充は。

イ、今後の課題は。

第4に、支援物資の集積拠点整備について。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題は。

第5に、仮設住宅建設用地の選定について。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公共施設の耐震化についてであります。市では平成21年4月に策定しました東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラムに基づき、小中学校や公民館、市役所庁舎など31の施設について耐震化の促進を図ってまいりました。その結果、耐震性の確保が必要な29の施設について、平成27年度までに耐震改修や建て替えにより耐震化対策を講じたところであります。

次に、耐震性の状況及び非構造部材の耐震対策についてであります。耐震性の状況につきましては、耐震性能をあらわす指標としてのI s値が地震に対して倒壊、または崩壊する危険性が低いレベルであります。0.6を満たすよう、建築物の耐震補強を行っているところであります。ただし、学校施設につきましては、文部科学省の通知に基づき、I s値を0.7以上とする耐震補強を行っております。また、非構造部材の耐震化につきましては、順次、小中学校の外壁改修工事を実施しているところであります。今後は校舎内部の非構造部材の耐震工事にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログ

ラムに基づき、構造部材につきましては耐震化を完了したところであります。今後は、これらの施設の非構造部材の耐震化について検討する必要があると考えております。

次に、防災計画上で想定されている避難者数などの見直しについてであります。当市の地域防災計画で想定されている避難者数等の被害想定は、専門的な知見に基づくため、平成24年4月に東京都防災会議が発表した首都直下地震等による東京の被害想定に準拠しております。現在のところ東京都防災会議におきましては、被害想定の見直しの動きがないことから、地域防災計画上の避難者数等の見直しについては考えてはおりません。

次に、避難所駐車場等における車中泊への対応についてであります。今回の熊本地震では強い余震がおさまらず長期化したことから、多くの住民の皆様が不安から自宅に戻らず車中泊を強いられていることが報道されております。車中泊は、健康管理上さまざまな問題を抱えていることから、速やかな避難所への避難が必要であると考えております。

次に、避難所体験訓練の状況及び避難所管理運営マニュアルの活用についてであります。避難所体験訓練は毎年度1回、学校を借用して実施しており、平成27年度は第九小学校において実施しました。平成28年度につきましても、訓練を実施の方向で準備を進めております。また、避難所管理運営マニュアルの活用につきましては、各避難所の実態に即し、かつ携帯しやすい簡易マニュアルについて、関係機関と協議しながら作成を進め、活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難所の防災機能の充実についてであります。市ではこれまでに避難所に指定されている公共施設の耐震化や備蓄コンテナの設置、ろ過器や発電機の配置など、避難所の防災機能の充実に努めてまいりました。今後も防災機能のさらなる向上はもちろん、避難所における生活環境についても改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時のペット対策についてであります。災害時に多くの避難者がペットを同行して避難所に避難することが想定されることから、平成26年6月に策定された避難所管理運営マニュアルでは、同行避難したペットの収容場所の設置、飼い主の管理責任、飼育ルールの遵守、動物の受け入れの東京都や獣医師会との連携などの同行避難対策について定めたところであります。

次に、避難所の整備における今後の課題であります。避難所に指定している公共施設における非構造部材の耐震化や、備蓄食料の増強が課題であると認識しております。

次に、備蓄コンテナの設置状況及び備蓄品の整備拡充についてであります。現在、市内17カ所に備蓄コンテナを、また市内6カ所に備蓄倉庫を設置し、食料品、発電機、ライト、救急用具、燃料、日用品などの災害対策用備品を備蓄品として保管しております。今後の課題としましては、平成24年度に地域防災計画を修正し、被害想定も見直したことにより、備蓄食料が不足していることから、段階的に増強してまいりたいと考えております。

次に、支援物資の集積拠点整備における現状及び対応についてであります。地域防災計画では、地域における緊急物資等の受け入れ、配分、避難所への輸送等の拠点として、市役所本庁舎を地域内輸送拠点と定めています。今後の課題につきましましては、膨大な支援物資が集積した場合の仕分け、配送作業の人員の確保が重要であると考えております。

次に、仮設住宅建設用地の選定の現状及び対応についてであります。地域防災計画では接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、広域避難場所などへの利用の有無等を考慮の上、市では上仲原公園と都立東大

和南公園を応急仮設住宅建設予定地として選定しております。今後の課題につきましては、災害の規模により仮設住宅の需要が増加した場合の新たな建設用地の確保であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、公共施設の耐震化についての現状及び対応はについてです。

御答弁の中では、東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラムに基づいて、31の施設について耐震化を進め、耐震性の確保が必要な29の施設について耐震改修や建て替えなどを実施されましたというような御答弁をいただきました。そこで、31の施設のうちの29施設を耐震化されたということなので、耐震化対策を講じていない2つの施設の状況について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 耐震の関係でございますけれど、東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラムに基づき、31の施設につきまして、まず耐震診断を実施しております。耐震診断の結果、狭山公民館と蔵敷公民館、こちらの2つの施設につきましては、耐震性のあることが確認されましたので、改修の必要がなかったといったことでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、市内の公共施設の耐震化というのは、全て終了したという認識でよいのか、確認をさせていただきます。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成21年に策定いたしました耐震化整備プログラムは、防災上重要な公共建築物を対象としたものでございます。これは消火活動、避難誘導、情報伝達など、防災業務の中心となる施設や被災者の避難所となる施設は、災害時において重要な役割を果たすといったことがあるためでございます。現状につきましては、防災上重要な公共建築物についての構造の耐震化を完了したといったところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁の最後に、構造の耐震化を完了ということですので、次の耐震性と耐震強度の状況及び非構造部材の耐震対策はについて伺いたいと思います。

耐震性についてですけれども、基準に基づいて、国の基準ですか——に基づいてI s 値を0.6から0.7以上とする耐震補強が行われているという御答弁でした。そこで、現状の耐震補強で熊本地震のような複数回、震度7ですか、その地震に対する耐震性が確保されているのかというのを伺いたいのと、またその震度6から7の地震を受けると、耐震性能というのはどの程度低下をするのか、あわせて伺います。

○建築課長（中橋 健君） 耐震化に当たりましては、大地震の際に構造体に部分的な損傷が生じたとしても、人命の安全確保が図れる水準とする補強を第1の目標としております。一般的には、複数回の大地震に耐える補強を目標水準としていることではございません。また、大地震による揺れを受けた建物の耐震性能につきましては、建物ごとにももとの耐震性能や地盤の状況などが異なることから、低下の度合いを示すことは困難であると考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） それぞれ建物の強度というのは違いますから、一律に示すことは困難であるとは思いますが、現行の耐震基準に適合した建物が震度7の揺れを一定受けると、その柱と柱の間に斜めに入れて

いる補強材ですか、これ筋交いというんでしょうか。それが外れたりですとか、あと固定部分が壊れたりして、その構造性能が低下して耐震補強の役目を果たさなくなるというふうに専門家の方がおっしゃってありました。現状の耐震補強では、震度7クラスの複数回数の地震に対する耐震性を目標水準とされているわけではないというふうな御答弁もいただいておりますので、そうしますと現行の耐震基準も同様に、震度7クラスが連続して発生する大地震には対応されていないとの認識でよいのか、確認をさせていただきます。

○**建築課長（中橋 健君）** 繰り返しとなりますが、一般的には複数回の大地震に耐える補強を目標水準としていることではございません。

以上です。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** ただいま建築課長のほうから、建築基準に基づく耐震性についての答弁をさせていただきますけれども、耐震基準以外にも建築基準法の基準といったものは、最低限度を示しているものがございます、安全性の確保、衛生面の確保とか、そういったところで最低の基準を一応定めています。そういったことから、今回たまたま地震のメカニズムのこともございますけれども、大きな規模のものが2回続いたということがございますので、そういったようなことがあった場合には、最低の基準を守っていても2度、3度、耐えることは非常に困難だといったようなことは、今後、積極的に市民の皆様にも発出していく必要があるというふうに感じているところでございます。なかなか2回の大きな大地震に備えるといったこととなりますと、コストをかけなければいけないというようなことがございますので、そういったものを基準にしていくといったことについては、国交省のほうでもまだ議論をまつところというふうになっております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 今までの地震、過去に教訓を、いろいろさまざま教訓がありますけれども、そのような地震とはまた異なった形態のもの、熊本地震というのは震度7が2回連続して起こってしまったというそういった地震でもありますので、ぜひこれからも耐震補強工事がもう大分完了してしまったので、これからは非構造部材の耐震補強に取り組みを進めていただきたいんですが、ぜひその中でも御検討いただければと思います。

熊本地震の連続した大地震の発生によって、耐震基準が厳しくなった2000年以降建てられた戸建ての住宅が倒壊したりですか、またマンションなど高層の建物が、倒壊しないまでも1階が押し潰されてしまったり、玄関のドアがあかなくなるような損傷を受ける可能性が大いに考えられます。実際にそういった映像も、熊本地震では映像もありました。大地震が発生したらば、とにかく避難所などに避難をして、強い余震の揺れがおさまるまで、そのまま避難を続けるということが、市民の皆さんの命を守るためのとるべき行動ではないかと思いますが、市の御認識を伺います。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** 二宮議員おっしゃるように、大きな損傷を受けていた場合には、やはり次の余震がどうなるかわからないといったような状況では、その余震の強さがおさまるまでというのの間につきましては、避難所などに避難していただくことが懸命だというふうに認識しております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 今御答弁いただいた、その強い余震がおさまるまでは避難所などで避難していただくことが懸命であるということの御答弁でした。そうしますと、後ほど何う東日本大震災を踏まえて検証されました東大和市地域防災計画で想定されている避難者数を大幅に変更する必要があると思うんです。この点については後ほど伺いますので、非構造部材の耐震化、ここでは非構造部材の耐震化について伺いたいと思います。

現在、小中学校の外壁改修工事を実施しているというふうなことでした。これから校舎内の非構造部材の耐震工事に、取り組まれるというふうな御答弁もいただきました。そこで、本市として耐震化を進める非構造部材の詳細というのを何うのとあわせて、非構造部材の耐震化に関しては国や東京都からの補助対象になっているのか、また実施計画などで計画性を持って取り組まれているのか、小中学校の非構造部材の耐震化はいつごろまでに完了されるのか。4点、合わせて伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、私のほうから最初に学校以外の施設について御答弁申し上げます。

1点目の非構造部材についてでございますが、こちらにつきましては具体的な規定はありませんけれど、一般的には天井や外壁などといったものが考えられると思います。

2点目の補助制度でございますが、学校以外の施設の非構造部材の耐震化に対する補助は、平成25年度から一部の天井やエレベーターが国庫補助の対象となっております。

3点目の計画性についてでございますが、これまでは災害時に重要な役割を果たします防災上重要な建築物の構造の耐震化に取り組んでまいりましたが、最後の建築物といたしまして、平成27年度に市役所庁舎、こちらの構造の耐震化策を講じたところでございます。

非構造部材の耐震化につきましては、一応今、今後検討という段階でございまして、計画の策定までには至っていない状況です。

以上です。

○建築課長（中橋 健君） 1点目の非構造部材につきまして、こちらは学校施設についてでございますが、天井、外壁、間仕切り、ガラス、ロッカーなどの備品など、構造体とは区分された部材を非構造部材として扱っております。

2点目の補助制度につきましては、学校施設につきましては非構造部材の耐震化に対しては国庫補助、また期限つきではありますが東京都の補助金が該当いたします。

3点目の今後の計画についてということでございますが、学校施設においては実施計画等に基づき、現在、計画的に取り組んでいるところでございます。

また、4点目といたしまして、学校の非構造部材の完了時期についてでございますが、非構造部材の一つである外壁改修工事につきましては、これまで平成26年度より取り組み、現在11校実施いたしました。平成28年度で2校実施しますと、残り2校となります。また、平成27年度には小学校の非構造部材の調査委託を実施いたしまして、また平成28年度におきましては小学校の体育館、バスケットボール耐震化設計委託を計画しております。こういったものにつきましては、これらの結果に基づきまして実施計画に反映させながら、引き続き耐震補強工事につきましても計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った御答弁の中で、学校施設については計画的に取り組むを進められるということなんですけれども、その学校以外の施設については計画、今後検討という段階ですか、まだ計画までには至っていないということなので、次の今後の課題についてというところで伺いたいんですが、市長の御答弁で東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラムで、防災上重要な公共施設として位置づけられている施設の非構造部材の耐震化については検討されるという御答弁です。これは先ほどの御答弁の学校以外の施設についてのとおりと重なる点があるんですけれども、そうすると小中学校の非構造部材の耐震化については取り組んでまいりたいというふうにおっしゃってますので、小中学校と同様の避難所となる公民館や市民セ

センターの非構造部材の耐震化については検討されるということですから、まず先に小中学校の非構造部材の耐震化を進めて、その後、それが完了した後に公民館ですとか市民センターの非構造部材の耐震化に取り組むというような理解でよいのか、その順序というのをちょっと教えていただきたいんです。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在のところ学校の非構造部材の耐震化が完了したら、すぐにそのほかの公共施設の非構造部材に取りかかるといったスケジュール的なものが完全にでき上がってるわけではございません。ただ、研究しなくてはいけない部分がかなりございますので、補助のことですとか、先ほど御質問者もその補助金をどう使っていくんだといったようなこと、ちょっとあったと思いますけれども、いろいろと研究した上である程度スケジュール化を図っていく必要があるということは認識しておりますけれども、学校が終わってすぐにいろんなことに着手というものを明確に分けている段階では現在はありません。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

---

午後 3時10分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小島昇公君） 先ほどの答弁に補足でお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点は、補助金の関係で、先ほど学校、その他の施設については国・都の補助があるというお答えをさせていただきました。実際には今年度の七小、八小の外壁の改修工事につきましても、当初予定されておりました国の補助が実際には不採択になったという状況がございます。ですから、ルールとしてはあるということですが、非常につきづらい状況になっているところを、一つ加えさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、学校の非構造部材が終わった後、他の避難場所等の構造部材の工事についてどうかという御質疑ございましたけれども、基本的にはすぐやりたいと思っておりますが、財政上の問題でございます。命が大事ですから、まずお子さんからということで学校を先にいきますけれども、それが終わるのか、同時なのか、できればいいというのは市長も考えておりますが、あくまでも財政で、どういう財源でできるかというところと、総合的に検討させていただくということでお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 財政上と言われてしまうと、余りいろいろと言えなくなってしまうんですけども、もちろん東日本大震災や熊本地震では、天井材の落下によりまして応急避難所として使用できなくなった体育館ですとか学校施設が多くありましたので、早急に小学校ですか、体育館も含めまして耐震化、非構造部材の耐震化を進めて、安全な避難所として開設できるような環境整備を図っていただきたいですが、当市では学校だけでなく公民館、市民センターも避難所として指定されています。それらの中には、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されましたが、その耐震診断の結果、十分な耐震性を保有するものとして耐震化整備不要となった冒頭に伺った2施設があります。

この2施設というのは、昭和50年建築の蔵敷公民館、昭和50年建築の狭山公民館というのは、築39年から41年との経過してますので、その構造部材に影響が出なくとも、非構造部材のガラスですとか、先ほど伺った非構造部材は何かというふうに伺ったら、天井ですとか外壁というふうにご答弁いただきましたけれども、これ

ガラスや照明というのも非構造部材の一種だと私は思うんです。そのようなガラスや照明の落下ですとか、ブロック塀などの倒壊などの影響で、避難所として使用できなくなることも十分に考えられます。また、この地域は避難所として指定されてる小中学校まで距離がありますので、収容人数が多い避難所ではありませんけれども、備蓄コンテナも設置され、避難所として指定されている公共施設ですので、近隣の方々が安全に、そして安心して避難できる環境整備を図っていただけるよう、つきづらい国庫補助金ですけれども、それもぜひ活用していただいて、非構造部材の耐震化は早急に進めるべきだと私は考えておりますが、御見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） 先ほどのお答えも、基本的にはなるべく早く進めたいというのが大前提でございます。今の御意見も踏まえながら、どういう方法で早くできるかということを検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ御検討のほど、よろしく願いいたします。

次に、避難所の整備についてです。

防災計画で想定されている避難者数を見直す考えはについて伺います。

東京都の被害想定に準拠されているので、東京都防災会議ですか——で見直しが行われていなければ、避難者数の見直しというのは行わないという御答弁でした。もちろん被害想定を独自で試算するという事は、非常に困難ですので。そうはいつでも熊本地震では、全半壊世帯の方々に加えまして、余震による建物倒壊のおそれや不安を感じて御自宅に戻れない方々ですとか、1回目の地震で家の外観はびくともしなかつたけれども、家の中が散乱したので避難所に行かれた方々など、想定されていた以上の被災者の方が避難所に詰めかけました。

先ほど申し上げました大地震が発生したら、とにかく避難所などに避難して、強い余震の揺れがおさまるまで、そのまま避難を続けることが、市民の皆様を守るためのとるべき行動ではないかというふうに申し上げた。これを踏まえすと、東大和市地域防災計画で想定されている避難者数を大幅に変更する必要があるというふうに私は考えております。市の防災、減災の取り組みのもととなるのが地域防災計画でもあり、その避難者数がふえることを前提とした避難所の整備など予測して、市としてできることから始めておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難者数がふえることを前提に、避難所の整備等を予測しておく必要があるのではないかとございまして、避難者数の想定も被害想定の一環で導き出されるものでございまして、専門的な知見に基づきます。このため東京都が修正を行った場合に、それに伴って新たな被害想定が出されませんと、まず避難者数等を想定することは難しいと考えてございまして。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、その現時点での想定避難者数と避難所の収容可能人数ですか、あと避難所の施設の数を伺いたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 現行の地域防災計画におきまして想定している避難者数は2万3,541人、避難所の収容可能人数は2万4,718人、避難所の施設数は29カ所でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、現時点での想定避難者数ですか、それは収容可能人数よりも少ないので、29カ所の施設で全て受け入れ可能であるということだと思えます。当市は、避難地域というんでしょうか、それを中学校区で地区割りされておまして、その中で私の住む第四中学校区というのは、立野、

上北台、桜が丘という区域でありまして、戸建て住宅ですとか高層の建物が建ち並ぶ地域です。熊本地震での状況などを鑑みますと、避難者数は現状の想定数よりも確実に増加するだろうというふうに予測されます。また、この区域の避難所は、第四中学校、第八小学校、第十小学校、都立東大和高校、都立東大和南高校、上北台市民センター、桜が丘市民センター、市民体育館、中央公民館と避難所に指定されている施設の数、ほかの区域と比べても多いのですが、これらの施設の中で避難所として一番収容人数の多い市民体育館は1,440人収容できます。この市民体育館なんですけれども、地域防災計画、災害時派遣部隊宿泊予定地として第1体育館、第2体育館、第3体育館が指定されています。これは自衛隊へ災害派遣要請を行った際の宿泊所になることを定めたものですので、市民の方の避難所にはなり得ないのではないかとというふうに思うんです。もしそうであれば、市民体育館を避難所として避難された方々への対応、収容人数として示されてる1,440名の方々への対応はどのようにされるのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 市民体育館におきましては、都知事による自衛隊の災害派遣要請が行われ、それに基づき派遣が実施された場合に、宿泊場所として予定されているものでございまして、派遣がなされなかった場合や、野営などによる場合には、避難所として機能するものでございます。また、現実的な対応といたしましても、市民の皆さんの避難が最優先されるものと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁から、自衛隊の災害派遣要請が行われるほどの甚大な被害が発生した場合と言うんですけど、そういった場合は避難所に避難される方というのはたくさんいらっしゃると思うんですよ。逆に言えば、その災害派遣要請が行われない災害であれば、避難所に避難される方はそれほどいらっしゃいません。もちろん御答弁のように、市民の方々の避難が最優先でありますので、東大和市地域防災計画に示されている災害時派遣部隊宿泊予定地を、例えば桜が丘市民広場のように、ある程度の広さのある場所に定めるなどの見直しができるのかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 自衛隊は野営活動が可能な組織でございますので、桜が丘市民広場のような、一時的な避難場所として利用した後、柔軟に活用できるよう、特に用途が指定されてない場所を野営地として活用することは可能であると思われれます。ただ、こちらにつきましては今後の検討とさせていただきます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ検討していただいて、今後、東大和市地域防災計画見直しの際には、ぜひその点も見直していただければと思います。

次に、避難所駐車場等における車中泊への対応についてです。

車中泊に対する健康面での問題などから、避難所への避難が必要との御答弁をいただきました。当市の防災計画には、車中泊に対する何らかの対応というものが示されているのか伺うのとあわせて、車中泊でも、リスクを抱えながらも避難所よりも車中泊を選択された理由について御認識を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 当市の地域防災計画におきましては、車中泊に特化して、その対応について示された項目はございません。

それから、避難所よりも車中泊を選択した理由につきましては、今回の熊本地震での報道等によりますと、余震への恐怖から屋内が怖いと、またプライバシーのない避難所がストレスを感じると、また子供やペットがいるため避難所の利用を遠慮するというようなことが、挙げられていたと認識してございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今までというのが想定されたということでしょうか。避難所までの移手段というのは、徒歩での避難を想定されていたと思うんですけれども、高齢者の方ですとか、ペットと同行避難する方、また御答弁にもありましたプライバシーのない避難所でのストレスなどを考えると、熊本地震では車で避難所まで来られた方、車中泊を選択された方などがたくさんいらっしゃいました。そこで、各避難所で駐車場整備など車中泊への対応を避難所管理運営マニュアルに示す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） まず、熊本におけます車中泊の状況であります。高齢者やペットもさることながら、距離的に徒歩等での移動が困難なエリアが多く存在したことも一つの要因だと考えてございます。また、政府としましては、車中泊の避難についての指針は、現在のところ特に検討していないとしております。また、地域防災計画を作成する際の基本となる国の防災基本計画や、避難所運営マニュアルガイドラインにも示されておられませんことから、当面、徒歩で最寄りの避難所に来てもらうことを基本として、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと、徒歩で避難に来られるように対応してもらうように周知に努めるということなんですけれども。ということは、車中泊への対応というのは、全く行わないという理解でよいのか、ちょっと確認させていただきたいのと、あと徒歩での避難を市民へ周知されるということなんです。どのように市民の皆さんに周知されるのか。また、一生懸命、周知はしたけれども、実際に車で避難所に来られた方への対応について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） あくまでも避難は徒歩というのが原則でございます。また、避難所、それから例えば学校における校庭など、今後、野外での避難所開設も考えられますし、学校再開後の問題も出てまいりますので、このようなことから現時点では避難所の駐車場設置につきましては、想定しないことと考えております。ただし、例外的なケースとか、やむを得ない場合とか、必ず車の移動も可能性ございますので、そのことに関しましてはマニュアル化についても、研究はしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） やむを得ない場合ですか、マニュアル化も研究していきたいということですので、ぜひ研究していただきたいんですけど、駐車場の整備が図られていない避難所に車で避難された方々というのは、敷地内の空きスペースがあれば、どうにかして車を駐車させようと努力すると思うんです。その結果、支援助資の搬入路の確保ですとか、車や人の動線というものの確保が後回しになってしまって、避難所運営が混乱したり、そういった原因の一つになってしまうと私は思います。また、避難所によっては、建物の大きさや駐車場として整備できる広さの敷地の有無など違いがありますよね、それぞれの避難所によって。ですので、その駐車場のレイアウト例として、避難所管理運営マニュアルに、一例として示していただいて、後々作成される避難所ごとの簡易的な運営マニュアルですか、そこには実態に即した駐車場のレイアウトを示すことで、災害が発生した後、避難所開設、またその運営、その後の運営がスムーズに行えますので、避難所での駐車場整備をぜひとも御検討いただきたく、これは要望とさせていただきますので御答弁は結構です。

次に、避難所体験訓練の状況及び避難所管理運営マニュアルの活用はについてです。

避難所体験訓練というのは、毎年度1回、実施されているというふうに御答弁いただきました。そこで、27年度は九小ですか、行われたということなんですけれども、それ以前の今まで避難所体験訓練を実施された地域を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） これまで避難所体験訓練を実施した地域でございますが、学校で言いますけども、避難所体験訓練につきましては、平成19年度から実施してございます。19年度が第四小学校、20年度が第二小学校、21年度が第一中学校、22年度が第八小学校、23年度が第五小学校、24年度が第二小学校です。25年度は荒天のため中止になりました。26年度は第六小学校で、昨年、27年度が第九小学校で実施してきております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、年に1度、各地域で避難所体験訓練を実施されておりますけれども、平成26年第3回の定例会で避難所管理運営マニュアルの活用についてということ伺った際に、避難所管理運営マニュアルは、基礎的、総合的な手引きなので、今後はこのマニュアルを基本とした避難所ごとの実用的なマニュアルの作成を検討していくとの御答弁がありました。また、作成メンバーに関しては、施設管理者である学校長を初め、教職員と地域の自治会や自主防災組織の方、また市の職員がメンバーとなって作成していくことになると、具体的なメンバー構成も含めた御答弁がありました。これは平成26年ですね。

そこで、この平成19年度からこれまでの間、今御答弁のあった7カ所で8回開催された避難所体験訓練をきっかけとして、それぞれの避難所の実態に即した実用的なマニュアル、簡易マニュアルですか——の作成の進捗状況を伺うのとあわせて、まずその課題についてを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所ごとの実用的なマニュアルが作成された地域につきましては、今のところございません。一部の学校と近隣自治会などの関係者でマニュアル作成を進めてまいりましたが、調整がまともならず完成には至らなかった経緯がございます。今年度につきましても、その関係者からの調整が今後の課題だと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、地域の自治会ですとか、自主防災組織の方を中心として、実態に即した、その地域ごとの避難所、簡易的なマニュアルですね、それも作成していただきたいというふうに思っております。

次に、防災機能の充実はについてです。

避難所の耐震化や備蓄コンテナの設置、ろ過器、発電機ですか——の配置など、防災機能の充実を努めるとの御答弁をいただきました。公共施設の耐震化については、計画的に整備終了されたというふうに先ほど御答弁いただいておりますし、備蓄コンテナの設置に関しては後ほど伺いますので、ここでは避難所となる施設の防災機能について伺います。

まず1点目として、避難所では多くの方が限られたスペースで寝泊まりするために、感染症とか——インフルエンザですか、一気に広がるおそれがあります。そこで、多数の避難住民の健康管理に配慮した体育館などの換気機能の整備状況について伺うのと、2点目として電気の使用など一定の時間に集中することを考慮しました各種電気器具の使用に対応できる電気容量の確保は十分であるのか。3点目といたしまして、住民への情報提供を考慮した野外スピーカーなど、放送設備の整備状況、整備の拡充ですか、その御検討はされているのかということと、4点目として避難者の夜間への対応を考慮しました夜間照明の整備などが図られているのか。この4点をあわせて伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所となる施設における防災機能についてでございますが、まず換気機能につきましては、基本的に窓の開閉により対応していただくというふうに考えてございます。

それから、電気容量の確保につきましては、既存の施設の容量が、マックスとなりますけれども、場合によっては災害時などに電力を供給する機能を有する市所有ですかね、電気自動車を派遣することも可能でござ

います。

次に、放送設備についてでございますが、学校につきましては既存の放送卓を利用いたしまして、他の公共施設につきましては、施設としての広さから考えて、ラグスピーカーやワイヤレスなどの拡声機の整備を考えてございます。

夜間照明につきましては、防犯を目的とした管理用照明が設置されてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁の中の2点目の電気ですか、その中で電気自動車の派遣というふうにおっしゃってましたけれども、昨日開催されました環境市民の集いで、野外音響設備に電気自動車を活用されておりました。そこで、その電気自動車についてなんですけど、市では何台所有して、その電気自動車自体はどのぐらいの電力が供給されるのかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 電気自動車につきましては、平成28年3月30日から3年間、日産自動車から無償で貸与されたものが1台ございます。電力の供給につきましては、1,000ワットで8時間使用できるとされてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 貸与、3年間ですか。その3年以降は、じゃこの電気自動車、どのような扱いになるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） まだ決定されておられませんので、その前にちょっと調整をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、その電気自動車のことなんですけど、昨日の環境市民の集いなどで野外音響設備に活用されておりましたけれども、この貸与される3年間で、市としてはこの電気自動車、どのように活用しようというふうを考えていらっしゃるのか伺います。

○総務部長（広沢光政君） こちらの電気自動車でございますけれども、今、担当参事のほうからも御答弁さしあげましたとおり、専ら災害時等に電力の供給ということで使わしていただきたいということを御提案を申し上げまして、貸与ということになっておりますので、それが第1の目的ということで考えてございます。もちろん通常の走行にも、環境面を考慮した形の中で乗っていくということはもちろんでございますけれども、第1の目的として貸与を受けてますのは、今お話ししたとおりでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 通常いろいろと市内を乗りながら、災害時には電気の供給もされるということで理解してよろしいんですね。わかりました。

次に、災害時のペット対策についてです。

避難所管理運営マニュアルに、同行避難対策について定められたという御答弁をいただきました。そこで、まず避難所で受け入れ可能な動物と市内のペット数、また避難所での対応についての3点を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時のペット対策についてでございますが、まず避難所で受け入れ可能な動物につきましては、避難所に同行する犬、猫及び小動物としてございます。

次に、市内のペット数でございますが、現在、市で把握しておりますのは、犬の届け出登録数だけでございます。平成27年度は3,764件の登録がありました。

次に、避難所での対応についてでございますが、基本的にペットの管理は飼い主の責任で行うことになりまして、ペットのいる区画は避難所の敷地内か近接地に設置することとしております。また、避難所ごとに条件が違いますから、避難所ごとの管理マニュアルを作成する過程で検討してまいります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 避難所というのは、さまざまな方、多くの方がいらっしゃいますから、動物が苦手な方ですとか、アレルギーのある方に配慮しなければなりません、今やペットというのは家族同然の存在になっていて、ペットを置き去りにして避難することなど考えられない飼い主さんにとってみると、東日本大震災以降、環境省が推奨している一緒に避難できる同行避難は喜ばしい対応であるというふうに思っています。しかし、この同行避難というのは、あくまでも一緒に避難するというもので、避難所で一緒に過ごせるものではありません。また、この動物の収容というのは、飼育者、飼い主の方がケージや鎖を用意するですとか、そういった御答弁もありましたけれども、ペットを避難する際のケージですとか鎖を、また食料ですか、当面の食料を飼い主が用意していただくことですか、日ごろからペットや犬が、ペットの犬や猫ですね、それをキャリーバッグやケージにならしておくということでしょうか、家でいろいろと、猫などは特に首輪もせずに飼っていらっしゃる方、多いと思いますので、そういったならしをしていくなど、市内では犬だけでも、今御答弁で3,764頭、飼われているというふうにおっしゃってございましたので、飼い主である市民の方への理解が避難所内でのトラブル軽減につながります。

そこで、その市民への周知のあり方と市内で避難所として指定されてる29カ所、この避難所の全てで同行避難が可能なか伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時のペット避難につきましては、「動物飼育者の避難所パンフレット」を平成27年8月に作成いたしまして、市役所の防災安全課の窓口や、それから市内の動物病院等で配布をして周知に努めてございます。

また、29カ所全ての避難所で同行避難が可能なのかにつきましては、現避難所管理運営マニュアルに特段定めておりませんが、基本的には全て可能だと考えてございます。しかし、おのおの避難所で環境とかいろいろ、条件とか施設の広さとか異なりますので、それにつきましては各避難所の実情に即した今後作成する簡易マニュアルの中で調整をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁の中に、その配布なんですけれども、防災安全課の窓口ですとか、これ市内の動物病院ですか——のところに配布されているということなので、その配布状況、どのぐらい配布を、市民にどのぐらい周知されてるのか伺うのとあわせて、ホームページへの掲載もされているのかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 「動物飼育者の避難所パンフレット」の配布状況につきましては、市では当初300部を作成いたしまして、協定を結んでる動物病院、全部で160部を提供してございます。残りを防災安全課の窓口で配布してきましたが、現在、市の窓口のほうの残部が40部と、そういう状況になっているということでございます。また、市の公式ホームページにつきましては、掲載されておまして、ダウンロードができるようになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） その配布状況なんですけど、犬だけでも3,764頭、飼われているので、果たしてこの当初のパンフレットの300部が適正かどうかというのは、ちょっと考え直したほうが良いと思いますので、ぜひ

皆さんに周知できるような形のパンフレットの作成をお願いいたします。もちろんホームページでも掲載できますから、ダウンロードできるということなので、ホームページで確認することも可能だと思いますけれども、300部はちょっと少ないと思いますので、済みません、ふやしていただければと思います。

次に、今後の課題はについてですが、避難所の非構造部材の耐震化ですとか、備蓄食品などが課題との御答弁をいただきました。避難所の整備に関しては、避難所ごとの簡易マニュアルを作成する中で調整するというふうな御答弁を複数いただいておりますので、ぜひともこの避難所ごとの簡易マニュアルの作成を早急に取り組んでいただきたく、こちら要望とさせていただきますので御答弁は結構です。

次に、備蓄品についての備蓄コンテナの設置状況及び備蓄品の整備拡充はについてです。

現在、備蓄コンテナ17カ所、あと備蓄倉庫6カ所が設置されているとの御答弁です。市内には、先ほど伺ったとおり29カ所の公共施設が避難所として指定をされております。これ全ての避難所に備蓄コンテナが設置されておられません。数字でもわかると思います。そこで、その災害が発生した際に備蓄品が全くない避難所への対応というのは、どのように図られるのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所間の要請に基づきまして、市庁舎を初め他の備蓄倉庫から配送し、対応していく予定でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁の中で、避難所の要請によって備蓄庫から、あと避難所へ物資を配送されるということですが、災害が発生した際に、例えば時間帯によっては、職員の参集もままならないという状況の中、配送業務に従事させる人員の確保というのは非常に難しいと思うんですね。また、備蓄コンテナが設置をされている避難所であっても、収容人数に比べて備蓄品が少ない場合は十分な対応とはいえませんし、そこで少なからずとも市内全ての避難所に備蓄コンテナの設置に努めていただき、今後ですか、備蓄コンテナの設置箇所をふやす予定があるのかどうかを伺うのと、私としてはぜひ全ての避難所に備蓄コンテナの設置を進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 物資の配送業務に従事する人員の確保につきましては、災害時の状況によりますけれども、優先的に人員を確保して対応することになると考えてございます。それと、備蓄コンテナの設置箇所につきましては、現在のところふやす予定はございません。当面は食料と備蓄品の拡充を最優先にして進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今その備蓄品の拡充というようなお話をいただきましたので、備蓄品で申し上げますと、これまで私、何度となく備蓄品の整備拡充に関する質問をさせていただいた際に、災害時の支援対策として聴覚障害者の方、また視覚障害者の方向けの周りの方々に気づいてもらえやすいように、例えば聴覚障害の方ですと、「私は耳が聞こえません」ですとか、視覚に障害をお持ちの方ですと、「私は目が不自由です」などと書かれた簡易性のユニホーム、ビブスというんですけれども、それを以前にも御紹介したと思います。その際に、作成を検討してほしいという要望も出させていただきました。多くの被災者が生活する避難所では、もちろん障害、ほかにも障害を持たれてる方もいらっしゃいますけれども、みずからその援助を求める声、助けてくださいですとか、そういった声を出しにくい環境になってしまうということが、過去の教訓からも明らかになっています。生活に支障を来す困難な状況を解消し、周囲の方々に気づいてもらいやすい、支援を受けやすくするためにも、ぜひとも再度、ビブスの作成ですか、それを御検討いただきたく、市の御見解も伺いたいと

思います。

○総務部参事（東 栄一君） ビブスの作成についてでございますけれども、避難所内で、特に聴覚障害者の方の存在がわかりにくいという課題があることは重々承知してございます。ただ、備蓄品の拡充につきましては、市としては優先順位をつけて進めていきたいと考えてございまして、現在のところ平成24年4月の新避難想定の見直しで、必要数に不足が生じている食料の拡充を最優先にしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 優先順位という、不足分の食料の拡充ですか、それが最優先だというふうにおっしゃられておりますので、このビブスなんですけれども、他市では社会福祉協議会が中心となってビブスを作成される自治体もあります。他市の状況を研究して、私自身も他の自治体での対応など調査して、情報提供させていただきますので、このビブスに関しましては再度、御検討くださいますように、こちらも要望とさせていただきます。

当市の備蓄食料品に関してなんですけど、その中でアレルギー対応食の備蓄などについては、東大和市地域防災計画に示されているのか、また当市のアレルギー食についての対応をあわせて伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 当市の地域防災計画には、アレルギー対応食料備蓄についての記載はありません。ただ、更新の入れかえの際には、アレルギー表示のあるものに随時更新してございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） このアレルギー対応食というのは、非常にアレルギーをお持ちのお子さんであったりすると、それこそ避難所内で食べ物を、アレルギーを持った子供が保護者の目の届かないところで、誤ってアレルギー非対応のものを食べてしまったときのショックで、ショック症状を起こしてしまって、救急搬送されたケースですとか、そういったものが過去に発生した大震災の教訓の中で明らかになっています。せっかく大震災を乗り越えて助かった命であるのに、間違っただけで食べてしまった誤食によって命の危険にさらされるということは、非常に悲しいことでありますし、それを回避するためには、例えばアレルギーの赤ちゃん用の粉ミルクの備蓄ですとか、当市でもそのアレルゲンの表示のあるものに更新をしていただいておりますけれども、備蓄されている全てのクッキー類を、そのアレルギーの有無にかかわらず食べることのできる、ですから小麦粉ですとか卵とか、乳製品を使わない米粉クッキーに変更するなどの配慮が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） アレルギー食、こちらへの配慮ということでございますが、そちらにつきましては研究してまいりたいというふうには考えておりますが、公助という部分についても、おのずとやっぱり限界があるというふうには考えてございます。自助という点からも、アレルギー食だけではございまして、市民の皆様方には、最低でも御家庭で3日分程度の食料等、備蓄を推奨してきてるところでございます。特にアレルギーにつきましては、御本人、御家族の方しかわからないという特殊なこともございますので、できる限り対応食なども御自身で備蓄に努めていただければなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 被災して避難所に向かうときには、そういった3日間のアレルギーを持ったお子さんをお持ちの親御さんでは、アレルギー食に対応するものも備蓄として自宅で備蓄して、自助ですか——お持ちすればいいんですけど、例えば学校内で被災した場合には、学校内でも全児童・生徒が3日分の食料品が学校でも備蓄されてますよね。そこで、その子供自身が、低学年は特にそうだと思うんですが、自分の食べられな

いものというものを理解してないケースもあると思うんです。そこで、学校での備蓄品も、アレルギー対応の備蓄食品に見直ししていただけるのかどうか伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 学校での備蓄品につきましては、今話があったように、アレルギー対応ということで、個人情報の関係もございますので、教育委員会と調整を図りながら今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、早急に御検討のほどよろしく願いいたします。

私、今回この質問をさしていただくに当たりいろいろと調べたんですが、茨城県の龍ヶ崎市では、子育て環境日本一を目指す市として、災害発生時における子供の安全安心の確保を目的に、市が保有する災害用備蓄品について見直しを行い、ミルクアレルギーに対応する2種類の粉ミルクと食物アレルギーの原因食材を使用しない備蓄食料、これようかんなんですけど、それを新規導入されたり、また食物アレルギーの原因食材を使用せず、離乳食として使用可能な粒のないフレーク状のおかゆですか、これを1歳から2歳の乳幼児の被災想定人数の3日分を確保し、子供の災害用備蓄品の充実強化を図っています。また、災害時の主食として多くの市民の方に提供する非常用炊き出し御飯についても、食物アレルギーの原因食材を使用しない製品を選定して、既存の備蓄品から計画的に更新を行い、ホームページで発信しています。この龍ヶ崎市というのは、人口、約7万9,000人です。当市の人口、これ6月1日の市報で、5月1日現在8万6,048人となっていましたので、両市を比べてもそれほど大差のない自治体です。当市も、日本一子育てしやすいまちを目指して、これ龍ヶ崎市と方向性が同じでありますので、大いに参考になる事例だと私は思っています。

そこで、当市としても、先ほど申し上げましたように、誰でも食べられるアレルギー対応食品の備蓄を早急に検討していただいて、日本一子育てしやすいまちを目指した取り組みとして、ホームページを活用し、情報発信を行って、東大和市のPRにもつながる積極的な取り組みを進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今の日本一子育てしやすいまちとしてのホームページで発信するというようなお話でございますけども、備蓄品ですね、更新を定期的に行っておりますので、その更新の検討とあわせまして、そのホームページの発信についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御検討いただきたいと思います。

次に、今後の課題はについてです。

備蓄食料が不足しているの、ふやしていくというふうな御答弁をいただきました。現在、備蓄庫や備蓄コンテナで備蓄されている内容ですか、備蓄品一覧というのでしょうか、そういうものについてホームページで簡単に確認ができるのか、伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 現在のところ市公式ホームページにおきまして、備蓄品の内容一覧を簡単に確認することはできません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 備蓄品一覧を、ホームページというのは簡単にいろいろ検索できて——できてるのが私としては当たり前だというふうに思ってるんですが、備蓄品一覧をホームページに掲載されて、これ簡単に確認することができないということは、備蓄品一覧を掲載されていないということなんですか。その理由

について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 市公式ホームページに、これは平成25年3月修正版の東大和地域防災計画が掲載されています。その中の資料編って、後ろのほうにあるんですが、主な災害対策用資機材の備蓄状況という一覧がございまして、そこは備蓄食料の記載はありませんが、備蓄資機材の状況はおおよそ把握できるということから、これまで掲載をしてなかったこととございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からも、その東大和市地域防災計画の資料編ですか、後ろのほうとおっしゃってましたけども、後ろのほうを見ても、結局は備蓄品一覧というのはないんですね、そういうふうな御答弁だというふうに理解するんですが。備蓄品一覧というのは、ぜひホームページに載せていただきたいんです。というのも、平成23年の11月に市長のタウンミーティングですか、東大和市の防災をテーマとした第2回市長と語ろう会という資料の中に、東大和市の災害対策備蓄状況として、備蓄倉庫の備蓄品一覧と備蓄コンテナの備蓄品一覧が添付されていました。また、避難所管理運営マニュアルにも、実はこれ示されているんですね。ですから、一覧表というののデータとしては、もう既に市ではお持ちですので、内容をぜひ精査していただいて、ホームページにすぐにでも掲載できると思いますので、ぜひとも御検討ください。

掲載の方法なんですけれども、もちろん一覧表ですから、その字面というんでしょうか、表として、一覧表としてホームページに掲載するのもいいんですが、龍ヶ崎市、先ほど申し上げた龍ヶ崎市ですとか、また千葉市でも、その備蓄されてる内容の備蓄品一覧を、文字だけの掲載ではなくて、写真などを活用して、どのような品物が備蓄されているのか、それを事前に把握できる対応を行っています。また、他の自治体では食品の原材料などもホームページに掲載することで、アレルギーをお持ちの方への誤食の回避にもつながりますし、備蓄コンテナをあけた際、今ほとんど皆さんスマートフォンをお持ちですから、スマートフォンを見ながら備蓄品の中身や、その詳細を確認することもできますので、それができることによって避難所で戸惑うことなく、備蓄品を活用することも可能でありますので、ぜひともわかりやすい備蓄品一覧をホームページに掲載を進めていただきたいと思うのですが、再度、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 市公式ホームページへの掲載につきましては、今お話しあったとおりで、他市の例など参考にいたしまして今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、研究に研究を重ねてですね。ただ、それほど難しいことではないと思いますので、他市の事例などを参考に、その龍ヶ崎市ですとか千葉市なども、事例を参考にさせていただいて、わかりやすい備蓄品一覧のホームページ掲載を要望させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、支援物資の集積拠点整備についての現状及び対応はについて伺います。

当市の緊急物資などの受け入れ、配分、輸送など、支援物資の集積拠点として市役所本庁舎を地域防災計画では定められてるというふうに御答弁いただきました。そこで、緊急支援として全国から供給される物資を市役所本庁舎のどこで受け入れて、どこに一時的に保管をされるというふうに想定されてるのか、詳細を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 支援物資の集積拠点につきましては、市役所本庁舎となっております。実際には、発災時の被害状況等により判断することになると思いますが、当面は現業棟や食堂などを想定しているところとございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 市役所本庁舎も耐震補強工事が終了しましたが、それでも熊本地震のように震度7クラスの地震が複数回、起こったならば、使用できなくなってしまう場合も想定されますので、被害状況によって判断するという事は正しいことであるというふうに思います。しかしながら、現業棟や食堂を集積拠点とされるという考えは、各地から届く支援物資の量を余りにも少なく想定されているとしか、私は思ひようがないと思うんです。食堂というのは、調理器具が整っているの、集積所というよりも保管に有効活用を考えたほうがよいと思いますし、そこで伺いたいんですが、その現業棟ですか、現在その現業棟というのは、どのように利用されているのか、またその現業棟の空きスペースについてもあわせて伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 現業棟は、現在、職員などの控室や各部の資材置き場、それから庁用車の車庫棟等で利用してございます。災害時には、その庁用車や資材などを外に出すなどして、空きスペースを確保することを想定してございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 災害時には、今あるものを外に出す。外、どこに置くのということも含めてなんですけど、現業棟と食堂で受け入れ物資が満杯になった場合は、じゃ満杯で収容できなくなっちゃった場合の対応というのは考えていらっしゃるんでしょうか、伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 市役所本庁舎の受け入れ物資が満杯で使用できなくなった場合についてでございますけれども、発災後における各施設等の被害情報等を収集をして、その上で総合的に判断をして場所を決めるというふうになると考えてございます。また、災害協定を締結してる団体など、公共施設以外への収容も研究する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 市内公共施設というのにも限りがありますので、民間の力をおかりするなどという検討も必要だというふうには私は思います。市内には、大きな倉庫を持ってらっしゃる事業者の方もいらっしゃいますので、ぜひとも新たな災害協定ですか、それも締結なども踏まえて御検討をお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

支援物資の仕分けや配送など、作業人員の確保が重要との御答弁をいただきました。熊本地震で甚大な被害が生じた益城町は、支援物資を町役場で受け入れていましたが、すぐに収容できなくなり、別の公共施設や、これは農協の選果場ですか、そこへ拠点を移さざるを得ない状況であったと新聞報道がありました。当市でも、現業棟や食堂で収容し切れなくなったら、次はここ、またその次はここというふうに、あらかじめ決めておくことによって、その災害時の混乱で滞ってしまう状況を少しでも改善ができますし、スムーズな受け入れ体制の構築が図られて、そうすると各避難所の配分も、輸送も円滑に行われると思うんです。ですので、ぜひその点も、現業棟ですとか食堂が収集してし切れなかったら次はここ、また次はここというような、先へ先へということも含めて御検討いただけないでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 支援物資が必要となるよう、大災害時につきましては避難所も全て使用できるかわかりませんし、人手も十分とは言えない状況も考えられます。繰り返しになりますけれども、市内全体の公共施設等の被害状況などを集約をして、災害対策本部でその状況の中から必要な施設を選定をして、その上で適切な対応をすべきだと考えてございます。また、さまざまなケースに対する対応につきましては、図上訓練の一環といたしまして研究には努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今その御答弁の中で、被害状況などを集約してというふうにおっしゃってましたけれども、その公共施設の被害状況もそうなんです、ある程度、次はここ、その次はここというふうに決めて、その施設が被害に遭うんだらば、その次のここ、この違う施設にするというふうに、先へ先へというんでしょうか、できることをすることによってさまざまな混乱を生じないというふうには思いますので、ぜひ先を見据えた取り組みというのか、そういったものを進めていただきたいというふうには思います。

次に、仮設住宅建設用地の選定についてに移りたいと思います。

現状及び対応はについて伺いますが、本市では上仲原公園と都立東大和南公園を応急仮設住宅建設予定地として選定されているというふうには伺いました。そこで、これら2カ所で仮設住宅が何戸ぐらい、何戸の仮設住宅が建設可能であるのか伺うのと、現状の東大和市地域防災計画で試算されている避難所生活者の方々への必要戸数は、この建てられた2カ所での仮設住宅で、必要戸数が充足されるのかどうか伺いたいです。

○総務部参事（東 栄一君） 仮設住宅につきましては、地域防災計画では災害救助法が適用された場合で、供給戸数につきましては厚生労働大臣に協議をして、同意を得た上で都知事が決定することになってございます。建設可能な戸数につきましては、1戸当たりの床面積が29.7平米ですね、これを標準としておりますので、今対象になっている敷地面積で単純に割りますと約1,000戸程度ということになります。実際の建設に当たりましては、多分大幅に減るものと考えてございます。充足するかという話につきましては、今被害想定では完全倒壊が700ぐらいあって、それから火災等で焼失が2,400戸ぐらいあると思いますので、充足はしないと考えます。必要戸数の確保が困難な場合につきましては、区市町村相互間で融通し合って対応するということがありますので、それで進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 2分 休憩

---

午後 4時12分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁いただきましたその敷地面積で単純に割って、1,000戸程度という話でしょうか。しかも、これ大幅に減るものというふうには御認識されているということなんですけれども、道路ですとか管理スペースですか、そういったものを引いていくと大幅に減るんだろうなということが予測されます。これでは仮設住宅の戸数として、市としても充足されていないというふうには御認識をお持ちですけれども、充足されていないことを言いつつ、また、じゃ足りない分はどうするのかという、必要戸数が困難な場合には区市町村間で融通し合って対応というふうな御答弁をいただきました。実際には、被災地となった自治体というのは、自分たちのことで手いっぱいだというふうには思うんですね。そうすると、もちろん区市町村間で融通し合って対応というのもいいんですが、融通し合うということが本当にできる余裕というのがあるんでしょうか。また、その融通し合う相手方、どの程度の範囲内で、広域連携で融通し合うのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 区市町村間での範囲とか融通につきましては、今まで具体的にこれまで検討を、済みません、至ってはおりません。今回の熊本地震につきましても、仮設用地の確保は進んでないということが報じられておりましたが、これを機会に伺いますか、奇貨として今後研究していく必要があると考えてござ

います。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) ぜひ、研究もしていただきたいですし、その次の今後の課題ということに入らせていただきますが、その仮設住宅の需要というのが増加した場合に、今でも足りないんですけど、仮設住宅の需要が増加した場合に、新たな用地確保が課題であるというふうに御答弁をいただきましたが、そこで仮設住宅の建設地として当市で、これでは市町村間で融通し、対応というのを抜いて、当市として新たに考えられる用地について検討されているのか伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 仮設住宅の新たな建設用地につきましては、条件として接道のこととか、用地の整備状況、それからライフラインとか、その辺の状況を勘案する必要があるということですので、現状では研究に努めてるということでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 研究に研究を重ねていただいて、いろいろと調べていただかなければいけないと思うんですけども、その応急仮設住宅というのは、あくまでも応急的な住宅ですので、一定の期間内での入居が前提であると思います。そこで、当市の応急仮設住宅の入居の期間について伺いたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 応急仮設住宅の入居期間につきましては、現行の地域防災計画上、仮設住宅竣工の日から原則として2年以内としてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 竣工の日から、原則として2年以内ということですが、その入居期間というのを、2年を超えても、いまだ住居を確保できない方々への対応について伺います。

○総務部参事(東 栄一君) それは状況次第ということで、その都度、総合的に勘案して判断されるものと考えてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) その都度判断というのは、どういった判断なのでしょうか、伺います。

○総務部参事(東 栄一君) ですから、基本的に2年がたって、そのときに次の居住先が確保できないという状況を判断をして、延長するとか何とかって、その辺の話について検討されて結果が出るというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 地域防災計画上、仮設住宅の2年間を過ぎた後、それでもまだ住居を確保できない方については、一時提供住宅というのを提供するというふうに、記されているというふうに思うのですが、いかがですか。

○総務部参事(東 栄一君) 地域防災計画に、今おっしゃってた一時提供住宅の記載がありまして、提供する形になってございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) その一時提供住宅というのは、どのような住宅なのでしょうか、詳細を伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 一時提供住宅につきましては、災害により住居を滅失し、自己の資力によって居住する住居を確保できない被災者についてということなんですけど、一時提供住宅の供給として都営住宅など、公営住宅の空き室の一時的な提供や、それから東京都が関係団体と協力をしまして、借り上げにより民間賃貸

住宅を供給するよう努めることとさせていただきます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この一時提供住宅の件なんですけれども、阪神・淡路大震災で住まいを失った被災者のために、兵庫県や被災5市が都市再生機構、URなどから、20年契約で借りた借り上げ復興住宅が、昨年の27年9月末から順次返済期限を迎えるという新聞報道がありました。20年かけて培われた住民同士のつながりが失われ、新たな転居先で孤立してしまう不安など、特に高齢者の方や障害者の方の引っ越しに伴う負担が大きいとされています。このように借り上げ式の復興住宅というのは、被災者の方々に少しでも早く落ちつける場所の提供を進めるため、新たに住居を建設するよりも民間のマンションや公共の——要するに都営住宅ですか、そういったものを借り上げて復興住宅として提供したほうが、時間もかからず、初期投資も安く済む利点がありました。しかしながら、その20年、阪神・淡路大震災で20年という期間ですが、20年の歳月とともに、その借り上げ復興住宅の課題というものも浮き彫りになって、本市としても一時借り上げ住宅に関して御答弁では、民間住宅などを借り上げ、また公営住宅なども空き家ですか——を借り上げるというふうにおっしゃってましたけれども、その一時借り上げ住宅に関しての対応をいま一度検討すべきと考えますが、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 一時提供住宅につきましては、先ほど申し上げましたけども、基本的には東京都が対応しているということでございますので、現時点では市のほうで検討の予定はございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 一時借り上げ住宅というのは、東京都の対応という御答弁ですけれども、東京都が供給をして、市が管理を任せられますので、その管理者としての立場からの対応が求められますので、ぜひとも御検討のほどよろしくお願いいたします。

今までの市の安全、安心のまちづくりにおける防災、減災の取り組みについて、さまざまな角度から伺ってまいりました。最後に、東日本大震災、熊本地震を教訓とした本市の災害対策について、市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御意見なり御提案いただきまして、ありがとうございました。

まず、今お話になった、市長が防災、減災、どう考えるかということでございますけども、既に本庁舎、学校等を含め、会議棟等ですね、しっかりと、ついこの間までの耐震基準は満たされてるということでございます。また、地域防災計画につきましても、いろんところで実態に即した形でということで、できるだけ実践的な訓練をしようということで、従来にない形のもの、東日本大震災以降、どんどん取り入れてやってきたわけでございますけども、今のお話を聞いてきますと、それらやってきた努力は何だったんだろうかということもございます。

というのは、あれだけの大きな震災、1つでも大変な内陸型の地震が48時間で2つ起きたということは、そういう想定というのは地震学者も想定していなかったというふうなことでございます。ですから、それに対応するということになりますと、今現時点で私ども東大和市が、こうならいいという考え方というのは、今、私自身は持ってございません。ただ、国及び東京都等が、専門的な知見から、これからどう対処したのが一番減災ということであるのではないかなというふうに思っております。それを参考にして、東大和風にアレンジできればアレンジさしていただいて、対処していかなければと言うしか、今の時点では申し上げようもないのではないかなというふうに思います。

ただ、今回の大きな災害等を見て言えることは、やはり自助と共助というのは、非常に大きな力を発揮するのは間違いないということです。特に市役所が機能しなくなるということも想定しなければいけないということでもありますので、いつまでも市役所ということは、ますます考えられないというか、もし想定すると、そういうところまで考えなければだめなのかなど。この市役所が、職員が働いてるときにびしゃつとなったときに、何人の職員が実際に動けるのかどうかということも、そんなことも今お話を聞いて考えると、未恐ろしいというか、ただそれにどう向かっていくかというのは、これから一生懸命いろんな情報を、今職員も向こうに派遣して、現地だとか行ったりしてますので、国とか職員のことも含めて、しっかりと情報をとって市民の安全安心のためにしっかりと対応はしていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 市長の御答弁からもいただきました。その東日本大震災以降の当市の震災に対する災害対策の取り組みというのが、実態に即したものであるというふうに私も非常に評価をするところであります。また、その熊本地震も非常に想定できない地震ではありましたけれども、これから東大和市としても、できることから一つずつ、着実に過去の災害の教訓を踏まえた取り組みに努めていただきたく要望し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 東 口 正 美 君

○副議長（中間建二君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。

まずは、甚大な被害をもたらした熊本地震で被災された方々に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げるとともに、今後の自然災害に対して少しでも被害を軽減できるよう、間断なく努力することを改めて決意し、通告に従い一般質問させていただきます。

第1に、国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）について伺います。

議員立法として提出された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法は、2013年12月11日に公布、施行されました。東日本大震災の教訓を機につくられた基本法の前文には、こう記されています。

「我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、

国が果たすべき基本的な責任の一つである。もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。」とあります。

東日本大震災から5年、東京に住む私たちにとって震災の記憶が風化してきていると言われているやさき、4月14日、そして16日と震度7を記録する熊本地震が発災しました。さきの基本法の前文にうたわれているとおり、私たちの前に再び自然の猛威が被害をもたらしました。日本全国どこでも大規模な地震災害が起きのだと、多くの方が改めて実感したことと思います。国土強靱化基本法、少し仰々しい感じもするこの法律の目指すところは、たび重なる大規模な自然災害から人命の保護が最大に図られることを目指すものであり、その第4条には地方公共団体の責務も記されています。

そこで、①として、国土強靱化基本計画について伺います。

アとして、国土強靱化の理念及び基本方針について。

イとして、防災との違いについて。

②国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）について伺います。

アとして、地域強靱化計画とはどのようなものですか。

イとして、地域強靱化計画の位置づけ、また他の計画（総合計画、地域防災計画、公共施設管理計画等）との関係性について伺います。

③地域強靱化計画の策定に向けての当市の取り組みについて、現状の課題と今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、大きな2番、自主防災組織について伺います。

さきにも述べたとおり、東日本大震災に続き、熊本の地震による避難者の様子を、テレビの報道を通して再び目の当たりにし、改めて日ごろの備えが肝心であることを多くの市民の方たちは感じていることと思います。東日本大震災以降、東大和市では被害想定を見直し、さまざまな防災対策の強化を図ってこられました。そのことについては、高く評価いたしております。一方、それらの施策が市民の方々に十分に届いていないという実態もございます。特に自治会組織のない地域では、防災訓練に参加したことがない、いざというときどうしたらよいか、自治会に入っていないと救援物資をいただけないと聞いたなど、不安の声をお聞きました。市からの情報が十分に伝わっていないことを感じるとともに、既に制度としてある自主防災組織を広く進め、活用することでできることもあるのではないかと考えました。自治会まで組織できなくても、防災だけに活動を限定し、小さくてもコミュニティーを形成することができれば、地域の防災力の向上につながるのではないかと思います。

そこで、①、まずは自主防災組織とはどのようなものかお聞かせください。

②現在の自主防災組織について伺います。

アとして、自主防災組織とはどのようにつくられるのか。

イとして、組織をつくるのに必要なことは。

ウとして、現在ある自主防災組織の団体数と構成内容について。

エとして、活動の内容と市のかかわりについて伺います。

③今後、地域の防災力強化のため、自主防災組織の活性化が必要だと考えますが、市の考えと今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、3番、「日本一子育てしやすいまちづくり」のための条例制定について伺います。

尾崎市長が掲げる「日本一子育てしやすいまちづくり」という指標に対して、多くの市民の方から期待と応援の声をお聞きます。子ども・子育て支援についての条例制定については、3月定例会の代表質問でも取り上げさせていただき、市長からも子供は地域の宝であり、健やかな成長を願い、地域社会が一体となって子供の育成に取り組んでいくためにも、子供の条例制定について引き続き他市の状況を把握し、児童の権利に関する条例の理念を基本に、条例のあり方等を調査研究してまいりたいとの答弁をいただいたところです。内閣府の調査によると、全国の都道府県及び市区町村が制定した子供に関する条例の数は、平成24年1月1日の時点で117あり、内容もさまざまです。「日本一子育てしやすいまちづくり」をすることで、東大和市で育つ子供たちが健やかにたくましく、みずからの人生を歩んでいけるよう、そしてそのことが全市民の未来への希望につながるよう、東大和市全体で「日本一子育てしやすいまちづくり」に取り組んでいくための条例制定が今こそ必要だと考えます。

そこで、①として、改めてなぜ「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指すのか伺います。

②「日本一子育てしやすいまちづくり」を推進する目的や理念を広く市民に示すために条例の制定が必要だと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

③条例制定に当たり、必要なこと、また課題は何か、お聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、国土強靱化基本計画についてであります。国土強靱化基本計画は、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして策定されたものであります。基本計画においては、1つとして人命の保護、2つ目として国家、社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される。3つ目として、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。4つ目として、迅速な復旧、復興の4点を国土強靱化の基本理念とし、PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等を基本的な方針としております。

次に、防災との相違についてであります。防災は基本的には地震や風水害などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめるものであり、リスクごとに計画が立てられます。一方、国土強靱化は、リスクごとの対処をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものであります。

次に、地域強靱化計画についてであります。この計画は地方公共団体がその地域における国土強靱化に関

する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本法に基づき任意に策定することができる計画であります。

次に、地域強靱化計画の位置づけや、他の計画との関係についてであります。地域強靱化計画は国土強靱化の観点から、地方公共団体における各種計画等の指針となる上位計画と位置づけられております。このため、地域強靱化計画を策定した場合、国土強靱化の観点から、そこで示された指針に基づき、地域防災計画の見直しを行う必要があり、また総合計画等の見直しなどについても、適切に対応することが期待されているものであります。

次に、地域強靱化計画策定に向けての当市の現状の課題と今後の取り組みについてであります。地方公共団体に地域強靱化計画の策定義務はございませんが、その重要性に鑑み、現在のところ主に都道府県において計画の策定が進められている状況です。今後の取り組みとしましては、国が示しています計画策定のためのガイドラインや、東京都の地域強靱化計画の内容等を検討し、市として策定の必要性について研究してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてであります。自主防災組織とは自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、地域の方々が自発的に災害による被害を予防し、軽減するための防災活動を行う自主的に結成された組織であります。

次に、自主防災組織の結成についてであります。自主防災組織は地域の方々が協力して自発的な合意により結成されるものであることから、それぞれの地域の実情に合った組織づくりを行う必要があります。防災は地域対応を基本としていますことから、自治会や町内会などの既存の組織を活用して結成する方法が一般的であります。

次に、組織づくりに必要なことについてであります。自主防災組織の名称や目的、会員の構成、役員の選任や任務、会議の開催、防災計画の作成などを定めた規約をつくとともに、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが必要であると考えております。

次に、自主防災組織の団体数と構成内容についてであります。平成28年4月末現在で市で把握しています団体数は38団体であります。団体の構成につきましては、全て各地域で防災活動を実施しています自治会及びマンション管理組合であります。

次に、活動内容と市のかかわりについてであります。活動内容はそれぞれの自主防災組織が作成する防災計画等により異なりますが、日ごろの活動としましては、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施、防災資機材等の備蓄及び管理などが挙げられます。市のかかわりについては、防災資機材の貸与や防災訓練時の活動支援、防災研修会等の案内などを行っております。

次に、自主防災組織の活性化の考えと今後の取り組みについてであります。自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と活動意欲のある方々がふえ、自発的に自主防災組織を結成することが、自主防災組織の活性化につながると考えております。このため、市としましては活性化に向けて防災モデル地区事業に継続して取り組み、新たな自主防災組織の結成の支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、「日本一子育てしやすいまちづくり」についてであります。将来にわたり活力のあるまちとしていくためには、若い世代の方々が安心して働き、結婚し、そして子育てしていけるような環境整備を進め、東大和市に魅力を感じ、住み続けていただくことが必要であると考えております。「日本一子育てしやすいまちづ



い、この災害と、それに対応していく私たちの防災、減災ということなんだなって思います。

じゃ地震だけでいいかという、ゲリラ豪雨による土砂災害、また常総市のように大雨による河川の決壊、さらに局地的にどこで起きかわからないような竜巻等、どれも私たちの想定を超える被害に対して、改めて取り組んでいこうというのが、今回、取り上げさせていただいた国土強靱化基本法なのかなというふうに思いまして、その理念につきましては、ともかく人命の保護をしていくんだということを筆頭に、4項目の基本理念を市長のほうから御答弁いただきましたけれども、もう一つこの基本計画の防災とは違うところを感じてるんですけど、このPDCAサイクルを回すために、もう一つすることがあるよって書いてあると思うんですけど、この点、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今議員のほうからお話があった、防災と、それから国土強靱化の違いという中の観点で、PDCAサイクルを回していくという話のところなんですけど、まずは目指すべき将来の地域の姿を明確にするということがあるということで、地域を強靱化する上での目標の明確をし、リスクのシナリオをつくり、それから強靱化施策分野の設定をし、脆弱性の分析評価、課題の検討、リスクへの対応、方策の検討、それから対応方策についての重点化で優先順位を行って、目指すべき将来の地域の姿を計画書にまとめ、その計画につきまして順次PDCAで取り組んでいくと、そういうふうになっているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 次の防災との違いというところにもかかってきますけれども、まずこの防災、今言っていたこと、特に私が今回、この基本法で大事だなと思うのは、脆弱性の評価ですね。このことがとても、もう一度見直さなければいけないかなというふうに感じているところです。そこで、防災との違いについて、重なるかもしれませんが、もう一度お聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 防災との違いについてでございますが、先ほどの市長答弁と重なる部分ございますけれども、防災は基本的に地震や風水害などのリスクを特定して、そのリスクに対する対応を取りまとめるということでございまして1市ごとの計画が立てられます。例えば、当市の地域防災計画につきましては、多摩直下地震を想定いたしまして、そのリスクに対する対応を取りまとめております。それ以外、東海地震事前対策や風水害計画、それから大規模事故、応急対策計画など、1市ごとに計画が立てられてございます。一方、国土強靱化につきましては、そのリスクごとの対処をまとめるものでございまして、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうということで、そこが違うところと認識してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 要するに、何かが起きてからの対処ではなくて、起きる前にやれることをやっておかなければいけないということだと思うんですね。そうはいつでも、ずっとこの防災のことは当市もいろんなことを取り組みをしていただきまして、さきの議員も取り上げておりましたけれども、この地域ごとに防災地区カルテというのがつくられておりまして、今回ちょっとこれに注目をさせていただきました。どこの地域にも防災上の課題というのが書かれておりまして、ここの課題はどうやってそしたら克服するのかな、ここの課題こそ、今とりあえず当市が認識している脆弱性なのではないかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありました防災地区カルテのほうには、それぞれの地区ごとに防災上の課題というのが記載されてございます。おっしゃるとおり、ここの課題が脆弱性ということになると思います

が、現時点ではその地域防災計画の中では、この課題を減災するためにさまざまな対処をとられているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 減災するために取り組まれているという御答弁だったんですけど、私この各地域のカルテを拝見させていただいて、私なりにこの4点ぐらいのことをどうやって克服していくのか、改めて確認をさせてもらいたいと思ったんですけども、まず一番危険かなって言われてるところは、道路幅員が狭くて木密地域であるということが1点。もう一つが、旧耐震化基準による木造建築の崩壊。3点目が、急傾斜地における危険箇所があるということ。4点目が、高齢化率の高い地域の地域の中での支え合いというようなことは、今このカルテに書いてある課題かなというふうに思っているんですけども、なのでこのカルテに書いてある課題を克服していくことが減災にはつながると思うんですけど、それぞれどれぐらいこのことについて、うちの市が今取り組めてるのかなということを確認したいんですけども。

まずちょっとずっと気になってるのは、狹隘道路について以前も別の形で質問させていただきましたけれども、この点の克服はどうなっているのかなというふうに思っております。その狹隘道路の質問をしたときに、なかなかここを広げていくのは難しいという課題を伺ったことも存じておりまして、ずっと気になっていたんですね。とはいえ、東京都の木密地域を解消しましょう、木密不燃化プロジェクトというのが以前発表されているんですけども、これについては東大和市は該当するところがないんですね。23区の狹隘道路や木密に比べれば、東大和市のどの地域もそこまで課題が大きくないということだったのかなというふうに思っているんですけども、今回、市長の市長会の資料を拝見させていただきましたら、当市で今起こっていることに対する取り組みが、この木密に対して載っておりました。それは新たな取り組みということで、地域計画策定支援事業の創設ということで、大きな区画のお宅が持ち主が変わるときに、分割されて一区画ではなくて4区画とか6区画で住宅が建っていくというのを、もう少し地区計画で緩やかな敷地面積、面積を残すような形で開発を進めていったりなど、その地域をどういうふうに今後つくっていくのかということに対する支援事業というのが載ってありまして、ああ、これが私が今思っている問題意識だなというふうに思いました。

早速、東京都の都市整備局にお電話をしまして、この補助金はうちの市でもらえる地域がありますかというふうに質問をさせていただきました。そうしたら、新堀1丁目と南街2丁目、6丁目と向原6丁目は、この補助金の該当地域に当たるというふうに伺いまして、ああ問題意識が東京都とも合致したなというふうに思ったんです。改めて、この狹隘道路に対する取り組みということは、今当市でどのようになっているか伺いたいと思います。

○総務部長（広沢光政君） まず、私のほうから先ほどの脆弱性の関係、カルテの関係でちょっとお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃいますように、当市におきましては各地区ごとに防災カルテ、この中に課題等が書かれてるということは事実でございます。今回の強靱化計画の中で示されております脆弱性の評価という部分につきましては、恐らくたまたまこの地域かわかりませんが、そのカルテに書かれてる課題が、当市を代表するような課題を抱えているということかもしれませんが、脆弱性の評価に当たっては市全域、地域全域に当たっての、それも災害だけにとらわれませんので、全てのものを網羅した中で脆弱性を評価していくと。その後、最悪のシナリオ想定をしていくという流れになりますので、その辺は一つ、ちょっと行き違いないようにということで、まずお答えさせていただきます。

今、狹隘道路の関係ですが、狹隘道路の関係に関しましては、内藤部長のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 地域が抱える課題といたしまして、狹隘道路を抱えていたり、敷地が密集しているようなところで、以前にも市がどういった対策をしていくかというような御質問を受けているところがございます。東大和市では、今回、新しく東京都が、この木密の地域について地区計画の計画をつくる上での補助対象にしていくという、地域の選定をする以前から新堀地域や南街地域の木造密集地域といったようなところにつきましては、道路も狭く、震災や火災が起きたときには、救援活動だとか消火活動等も非常に困難な地域だということで、都市マスタープランの中でも、そういったところについていろんな検討が必要だということ位置づけております。特に新堀地域のまちづくりの方針の中では、現在でも地域道路計画というのがございますけれども、そういった計画や建物の耐震化や不燃化を促進するために、地区計画等を活用することが有効であろうということで、地域へどういう形で説明に入り、住んでる方たちと共有しないとなかなか地区計画の策定まで至りません。そういったことがございますので、10年ほど前には一度地区計画が必要じゃないですかということで、地域の皆様に説明会を開いた経緯もございますので、それがちょっと立ち消えになっていたりしています。そういったことも、ここでたび重なる大きな災害が起きてるというようなこともございますので、そういったことも一つのきっかけとしまして、もう一度地域の方たちにお知らせしていく、それが特定の地域だけではなく、全体の中で、先ほど防災のほうでカルテをつくっておりますので、市全体として皆様の地域がどういうことかというのを再認識していただき、まずは知っていただく。意外とショッキングな部分もございます。道路を広げるといった場合には、地域の方たちが、その地域にとって1本の道路が入ることによって、防災性が高まるといったことでは納得ができるんですけども、実際にその計画する道路に面する方たちについては非常に大きな問題、そこでの生活が成り立たないという方も中にはいらっしゃるかもしれません。そういった方たちの御理解も得なくてははいけませんので、そういったことを含めて、まずは地域の課題を知っていただくというようなことから入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

---

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○副議長（中間建二君） ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす7日につきましては、会議を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○副議長（中間建二君） これをもって本日の会議を延会といたします。

午後 4時59分 延会